

第2期

# 川口市障害者自立支援 福祉計画

ともに支えあう地域の中で  
すべての人が輝くまち

平成21年3月  
川口市



## はじめに

本市では、「川口市障害者福祉計画」及び平成18年度策定の「川口市障害者自立支援福祉計画」に基づき、障害者施策を推進し、障害者の方々の自立生活と社会参加の促進を図ってまいりました。



障害者福祉計画策定後において障害者を取り巻く社会環境は大きく変化し、平成12年4月には介護保険制度が導入され、平成14年4月には精神障害者に対する社会参加の促進・社会復帰に向けた在宅福祉施策が市に移管されました。そして、社会福祉基礎構造改革の一環として、平成15年4月から障害者の福祉サービスが、行政処分の措置から障害者の自己決定・自己責任を中心とした「支援費制度」になり、平成18年4月には障害者自立支援法が施行されました。その2年後の平成20年4月には、これまでの老人医療制度から後期高齢者医療制度に改正され、社会的問題にもなりました。

障害者自立支援法は、各障害福祉立法ごとに提供されていた障害福祉サービスを、障害種別を超えて一元的に規定し、サービス提供主体は市町村としたうえで、国と都道府県が重層に支援しつつ、市町村の創意と工夫により制度全体が効果的・効率的に運営される体系へと見直されたものであります。然しながら、この法律は、施行当初より多くの障害者団体やその関係者から異論が唱えられ、これまで毎年、制度運営の改正が行われてきたところであります。

障害者自立支援法により障害福祉計画の策定が義務付けられたことから、本市は、平成19年3月に「川口市障害者自立支援福祉計画」を策定いたしました。この計画は、各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要量の見込み及び確保のための方策等を定めたもので、3年を1期の計画期間としています。この度の「第2期川口市障害者自立支援福祉計画」は平成21年4月から平成24年3月までを期間とし、第1期計画で策定した障害福祉サービスの必要量及びその方策等の成果を検証するとともに、これからの障害者の自立生活と社会参加の推進に向けた各障害福祉サービスの必要量や方策等を策定したものであり、上位計画である「川口市障害者福祉計画」とも調和のとれた計画となっております。

この計画策定にあたり、アンケートや意見交換会にご協力いただきました障害者団体及び施設運営事業者の皆様や、市民の方からのご提言を始め、障害者自立支援福祉計画策定委員の皆様並びに川口市地域自立支援協議会の皆様から貴重なご意見・ご提言をいただきました。関係各位に心から感謝とお礼を申し上げますとともに、この計画の推進につきましても、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年3月

川口市長 岡村 幸四郎



# 目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景及び趣旨	2
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 障害保健福祉圏域	6
5 計画対象者のニーズの把握	7
第2章 障害のある人の状況と第1期計画の成果と課題.....	9
1 障害のある人の状況	10
2 第1期計画の取組状況	18
3 アンケートからみられる第1期計画の評価	25
第3章 基本目標.....	29
1 基本理念・基本的考え方	30
2 平成23年度の目標値	32
3 目標を達成するための施策の体系	38
第4章 サービス必要量の見込み.....	41
1 サービス提供に関する基本的な考え方	42
2 国が定める基準で実施するサービス(自立支援給付)の見込量の設定	43
3 市が行うことと定められているサービス(地域生活支援事業)の見込量の設定	56
第5章 重点的な取組.....	63
1 訪問系サービスにおける重点的な取組	64
2 日中活動系サービスにおける重点的な取組	67
3 居住系サービスにおける重点的な取組	75
4 地域生活支援における重点的な取組	79
第6章 制度の円滑な運営の仕組み.....	87
1 適切な障害程度区分の認定	88
2 地域自立支援協議会の運営	88
第7章 計画の推進.....	91
1 計画の達成状況の評価・点検及び公表	92
2 連携	93
資料編.....	95
1 川口市障害者自立支援福祉計画策定委員会要綱	96
2 川口市障害者自立支援福祉計画策定委員会委員名簿	98
3 川口市障害者自立支援福祉計画策定委員会策定経過	99



# 第1章 計画策定にあたって

本計画書では、障害児も含め「障害者」あるいは「障害のある人」と表記しています。ただし、18歳未満の障害者については「障害児」あるいは「障害のある子ども」と表記しているところがあります。

# 1 計画策定の背景及び趣旨

本市では、昭和43年に「福祉都市宣言」を行い、昭和57年に「福祉の日」を制定するなど豊かで住みよい福祉社会の実現を目指して各種施策を実施してきました。

平成10年3月に障害者基本法に基づく市町村障害者計画として「川口市障害者福祉計画」を策定し、基本目標である「みんなで創る だれもがいきいきと暮らせる街 かわぐち」の実現を目指して広範な障害者福祉事業やサービスに取り組んできました。

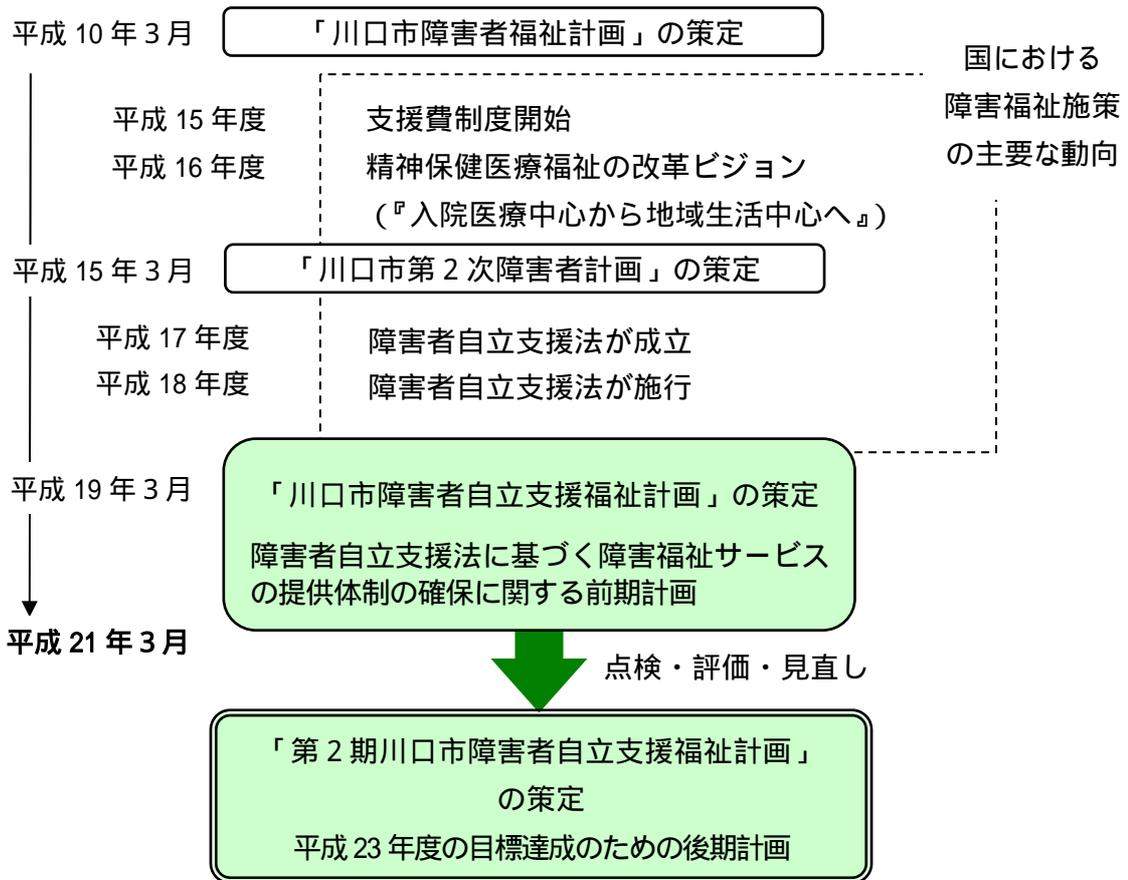
この間、平成15年度より開始された支援費制度は、障害者自らが契約により福祉サービスを利用する制度として導入され、本市においても障害福祉施策の中心として、障害者の地域での生活を支援する重要な役割を果たしてきました。

一方、支援費制度は、その問題点として、精神障害者が制度の対象外であり、障害種別間でのサービス基盤の格差や、障害種別で区分された施設・サービス体系の中で、各施設・事業が本来の目的に応じた機能を果たせていない状況も指摘されていました。このような状況を踏まえ、国においては、障害種別による制度格差の解消と施設・サービス体系の再編及び一元化とともに、サービスの支給決定過程の透明化、就労支援の抜本的強化などの検討が進められ、障害福祉施策の大幅な改正の方向性を取りまとめた「障害者自立支援法」が平成17年10月に成立、平成18年度から施行されました。この法律は、障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、障害福祉サービスにかかる給付その他の支援の実施を趣旨とし、障害福祉サービスの提供体制の確保に関する計画「市町村障害福祉計画」の策定を市町村に対して義務づけるものです。

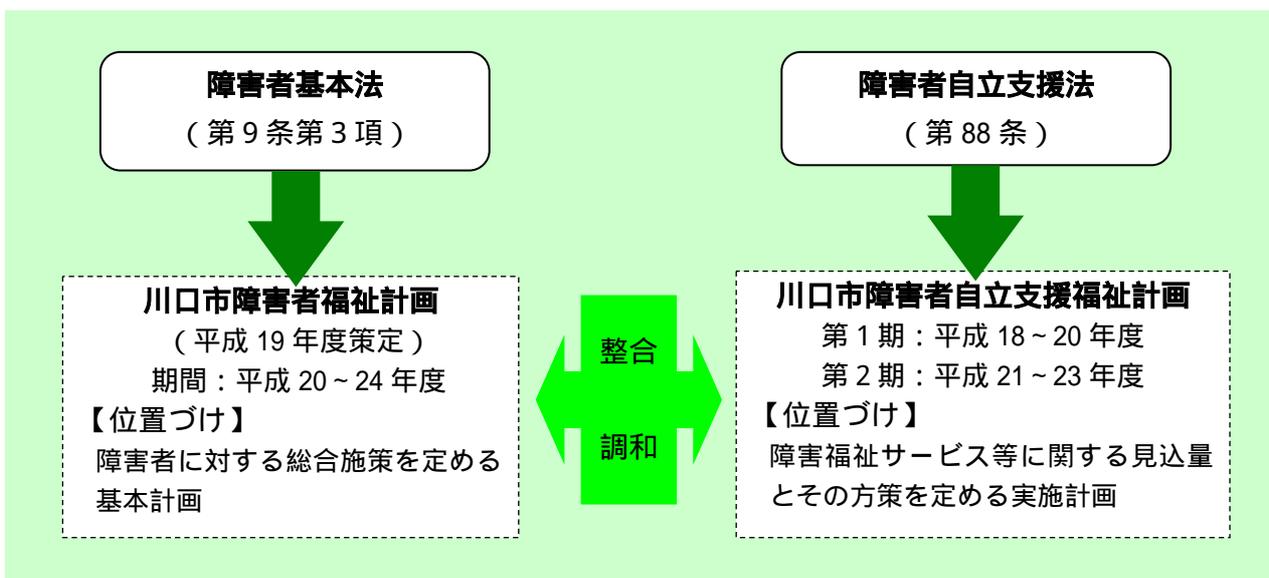
これを受け、本市は平成19年3月、国における障害福祉施策の動向とともに、地域における障害福祉サービスの基盤整備や利用の状況、計画対象者や推進者の事業等に対するニーズを踏まえつつ、サービス提供体制の確保に関する平成23年度の目標等を定めた、前期計画として「川口市障害者自立支援福祉計画」(以下、「第1期計画」という。)を策定し、推進してきました。

このたび計画期間が満了となることから、平成23年度の目標達成に向けた後期計画として、「第2期川口市障害者自立支援福祉計画」(以下、「第2期計画」という。)を策定するものです。

図表 1 本計画の背景



図表 2 障害者福祉計画と障害者自立支援福祉計画の関係



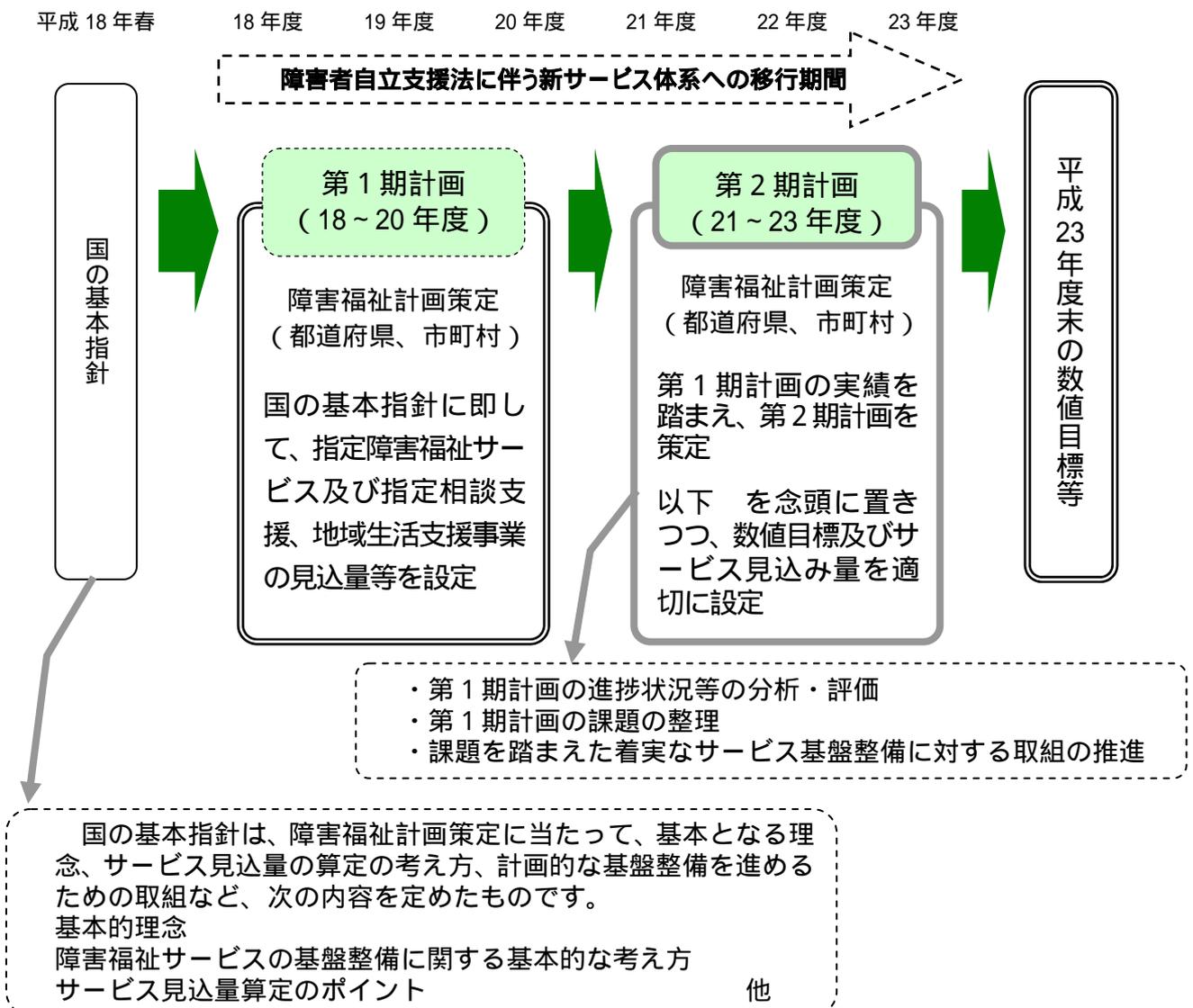
## 2 計画の位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」です。

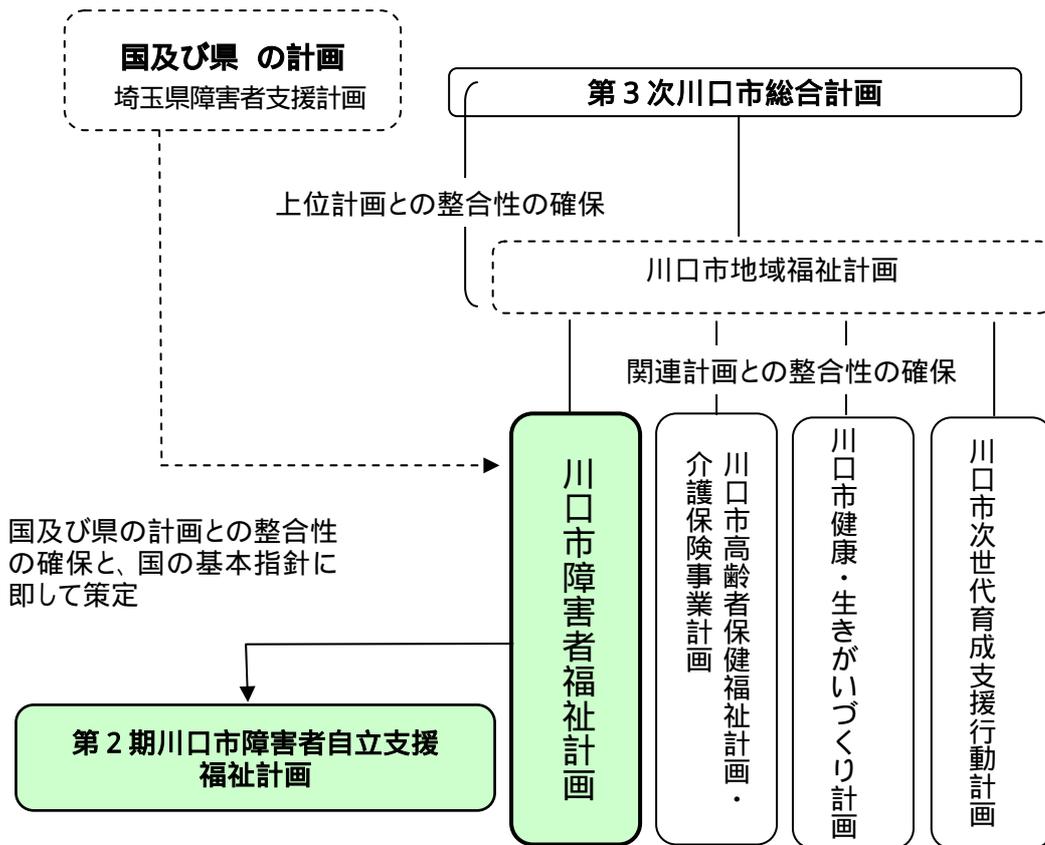
第1期計画は、施設が新たなサービス体系に移行を完了する平成23年度末に向けた数値目標やサービス見込み量を設定するとともに、平成23年度に至る6年間のうちの前期計画として位置づけられています。今回策定する第2期計画は、目標を達成するための後期計画として位置づけられるものです（図表3）。

国の基本指針に即して、かつ、県の障害者支援計画との整合性を図るとともに、市の上位計画である「第3次川口市総合計画」及び「川口市地域福祉計画」「川口市障害者福祉計画」、その他保健・福祉関連計画との整合性に配慮しています（図表4）。

図表3 本計画の位置づけ



図表 4 本計画と関連計画との関係



### 3 計画の期間

本計画は、平成23年度までの新サービス体系への移行を念頭に置きながら、平成23年度末の目標値を定める、平成21年度から平成23年度までの3年間の計画です。

図表 5 計画期間

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
障害者自立支援福祉計画	第1期		見直し	第2期			
障害者福祉計画	川口市障害者福祉計画		見直し	川口市障害者福祉計画(改訂)			

## 4 障害保健福祉圏域

埼玉県障害福祉計画では、交通事情や今までの地域のつながりなどを考慮して、市町村より広域的な行政単位として、県内を10地域に分けた「障害保健福祉圏域」を設定し、特に日中活動系サービスについて広域的な推進を図っています。本市は中央圏域に属しています。

保健福祉圏域	福祉保健総合センター	保健所	市 町 村
中 央	北 足 立	さいたま市 鴻 巣 川 口	さいたま市 上尾市・伊奈町・鴻巣市・桶川市・北本市 蕨市・戸田市・川口市・鳩ヶ谷市
西部第一	入 間 東	川 越 市 所 沢 朝 霞	川越市 所沢市・狭山市・入間市・富士見市・ふじみ野市・三芳町 朝霞市・志木市・和光市・新座市
西部第二	入 間 西	坂 戸	飯能市・坂戸市・鶴ヶ島市・日高市・毛呂山町・越生町・鳩山町
比 企	比 企	東 松 山	東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・川島町・ときがわ町・吉見町・東秩父村
秩 父	秩 父	秩 父	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町
児 玉	児 玉	本 庄	本庄市・美里町・神川町・上里町
大 里	大 里	熊 谷	熊谷市・深谷市・寄居町・江南町（H19.2.13 熊谷市と合併）
利根（北）	北 埼 玉	加 須	行田市・加須市・羽生市・騎西町・北川辺町・大利根町
東 部	埼 葛 南	春 日 部 越 谷	春日部市・蓮田市 草加市・八潮市・越谷市・吉川市・三郷市・松伏町
利根（南）	埼 葛 北	幸 手	久喜市・幸手市・宮代町・白岡町・菖蒲町・栗橋町・鷲宮町・杉戸町

## 5 計画対象者のニーズの把握

第1期計画の点検・評価と、第2期計画策定にあたっての市民ニーズを把握するため、以下の調査を行いました。

### (1) アンケート調査

身体障害者、知的障害者、精神障害者を対象に、障害者の生活実態（自立生活上の問題点等）や障害福祉サービスのニーズ、今後の障害者施策全般に対するニーズ等を把握するためのアンケート調査を実施したほか、障害者を支援する立場から、各種団体及び事業所にアンケートを行いました。

図表 6 アンケート調査の実施概要

調査対象	障害者	身体障害者手帳所持者	200
		療育手帳所持者及び児童デイサービス利用者	200
		精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療受給者及びサービス利用者	100
	計	500	
	団体	川口市障害者団体連絡協議会加入団体	26
	事業所	川口市障害者団体連絡協議会加入事業所	30
抽出法	障害者	抽出(平成20年4月1日現在)	
	団体	全数(平成20年4月1日現在)	
	事業所	全数(平成20年4月1日現在)	
調査方法	郵送及び団体・事業所を通じて配布・回収		
調査時期	平成20年8月26日～9月12日		
回収率	障害者	有効回収率 60.4%	
	団体	50%	
	事業所	90%	

## ( 2 ) 意見交換会

今後の施策・サービスのニーズ等に関する意見を把握するため、市民を対象に意見交換会を開催しました。

意見交換会で出された主なご意見については、「第5章 重点的な取組」の中に掲載しています。

図表 7 意見交換会の実施概要

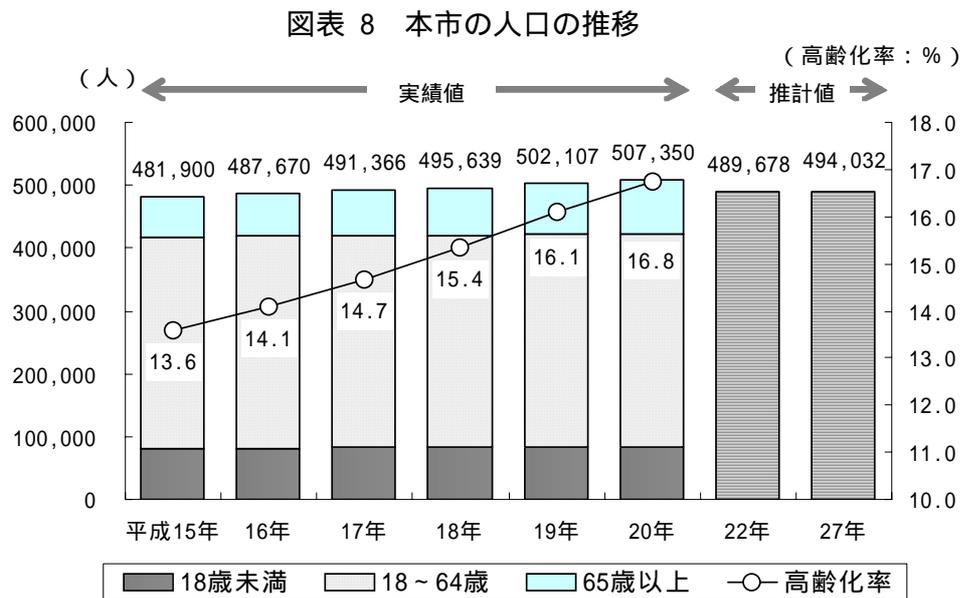
開催時期	平成 20 年 10 月 17 日(金) 午前 10 時～12 時 10 分
開催場所	上青木公民館 会議室 3 号
参加者数	80 人
テーマ	日常生活を送る上での情報や相談について 安心・安全な生活を送ることについて 望ましい働き方・暮らし方について

## 第2章 障害のある人の状況と第1期 計画の成果と課題

# 1 障害のある人の状況

## (1) 本市の人口

全国と同様、本市の高齢化率も年々上昇していますが、総人口は一貫して増加傾向で推移してきました。しかし、今後は減少基調に転じることが見込まれています。

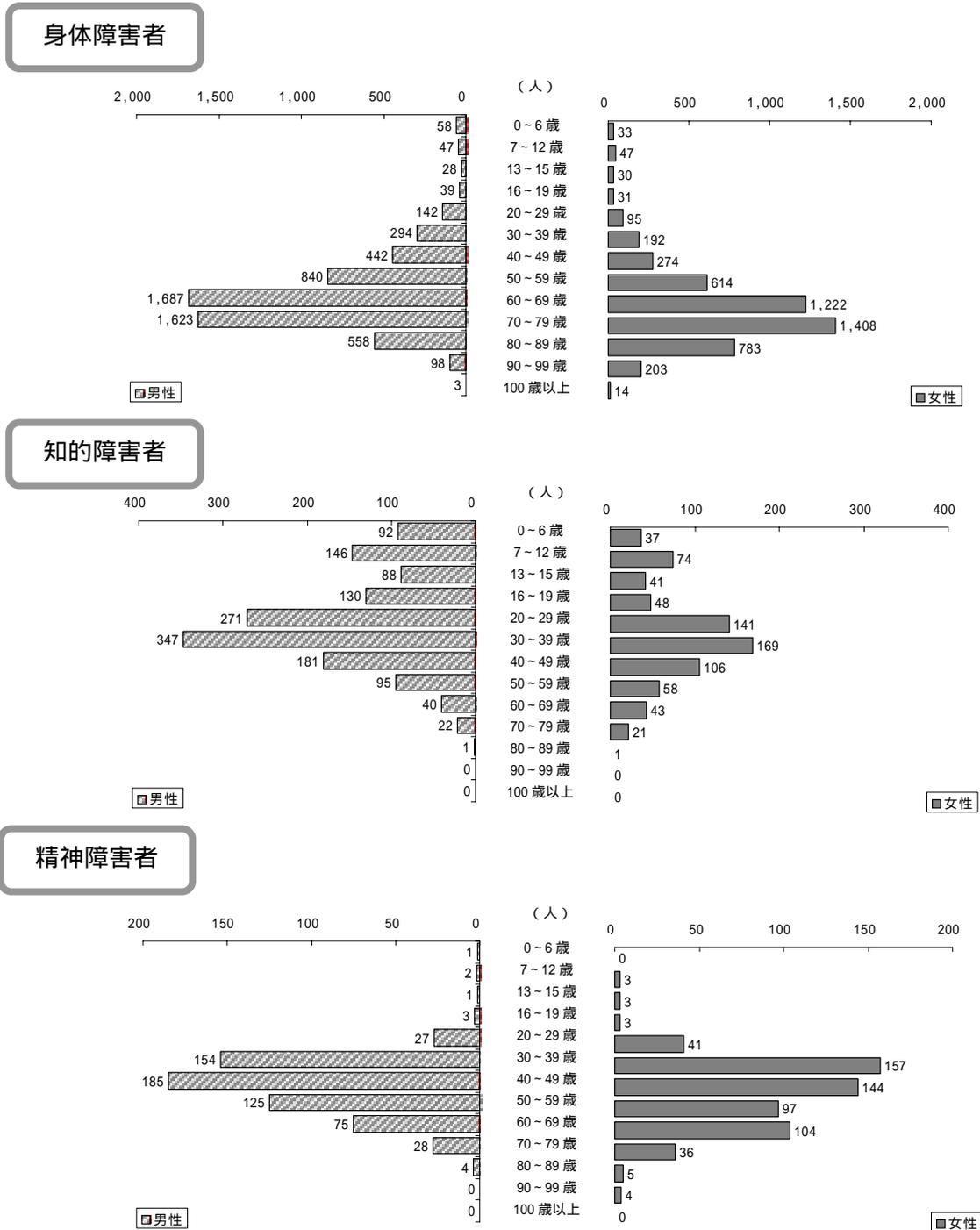


資料：平成20年までは住民基本台帳各年4月1日、平成22年以降は推計値  
 推計値は平成17年の国勢調査人口(10月1日)に基づくコーホート要因法による推計である(川口市第3次総合計画)

## (2) 障害者手帳の所持者

障害者手帳の所持者を年齢別にみると、身体障害者は60～70歳代、知的障害者は10～40歳代、精神障害者は30～50歳代が多くなっています。

図表 9 年齢別・性別手帳所持者数（平成 20 年 3 月 31 日現在）

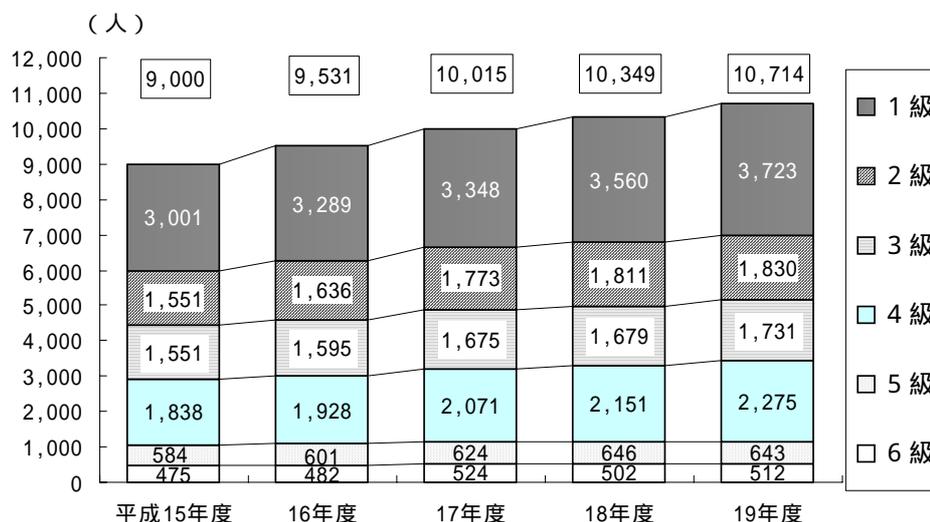


### (3) 身体障害者

平成20年3月31日現在、身体障害者手帳所持者は10,714人となっています(図表10)。これは総人口(平成20年4月1日現在507,350人)の2.1%にあたります。

平成19年度の手帳の等級分布をみると、重度障害者(1級、2級)が51.8%と半数を超えています。種類別では「肢体不自由(上肢・下肢・体幹)」が54.5%と最も多く、「内部障害」が29.4%が続いています。このほか、視覚障害が7.8%、聴覚・平衡機能障害が7.1%、音声・言語そしゃく機能障害が1.2%となっています(図表11)。年齢の内訳では、18歳未満が2.6%で推移していますが、18~64歳は減少傾向、65歳以上が増加傾向にあります(図表12)。

図表10 身体障害者手帳所持者の等級別推移(各年度3月31日)

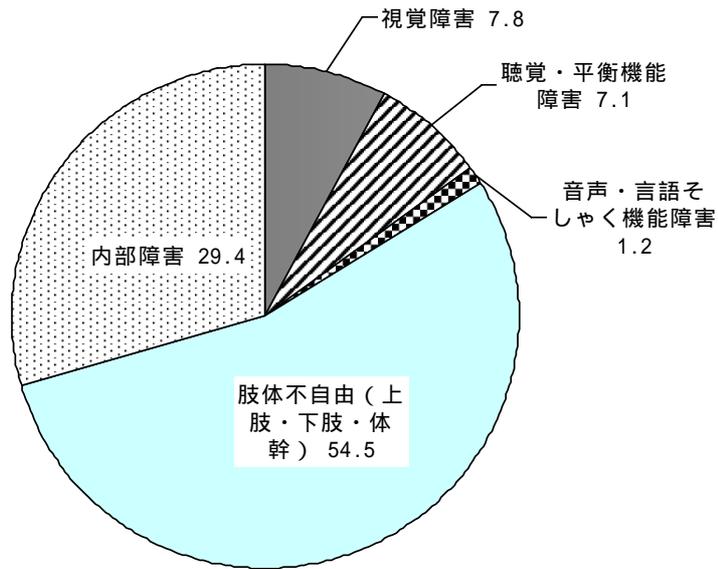


判定	人数	(割合)
1級	3,723	(34.7%)
2級	1,830	(17.1%)
3級	1,731	(16.2%)
4級	2,275	(21.2%)
5級	643	(6.0%)
6級	512	(4.8%)
合計	10,714	(100.0%)

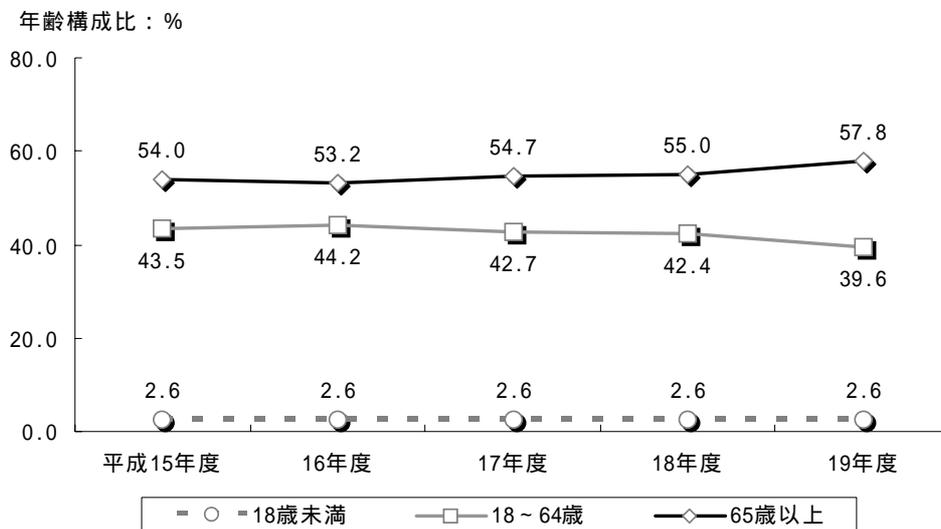
資料：平成19年度

注：四捨五入により合計が一致しないことがあります

図表 11 身体障害者手帳所持者（種類別）（平成 20 年 3 月 31 日）



図表 12 身体障害者手帳所持者の年齢構成の推移（各年度 3 月 31 日）



#### (4) 知的障害者

平成20年3月31日現在での療育手帳所持者は2,144人となっており、同時期の総人口（平成20年4月1日現在507,350人）の0.4%にあたります。等級では、重度障害者（最重度、重度）が48.6%と半数近くを占めています（図表13）。年齢の内訳では、18歳未満が25～26%台で推移しています（図表14）。

図表13 療育手帳所持者の等級別推移（各年度3月31日）

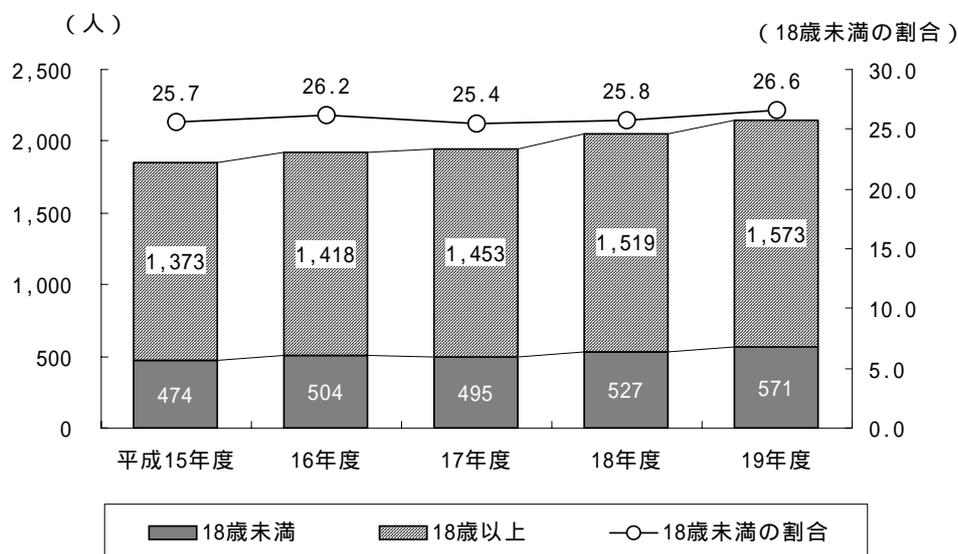


判定	人数	(割合)
最重度	489	(22.8%)
重度	554	(25.8%)
中度	684	(31.9%)
軽度	417	(19.4%)
合計	2,144	(100.0%)

資料：平成19年度

注：四捨五入により合計が一致しないことがあります

図表14 療育手帳所持者の年齢構成の推移

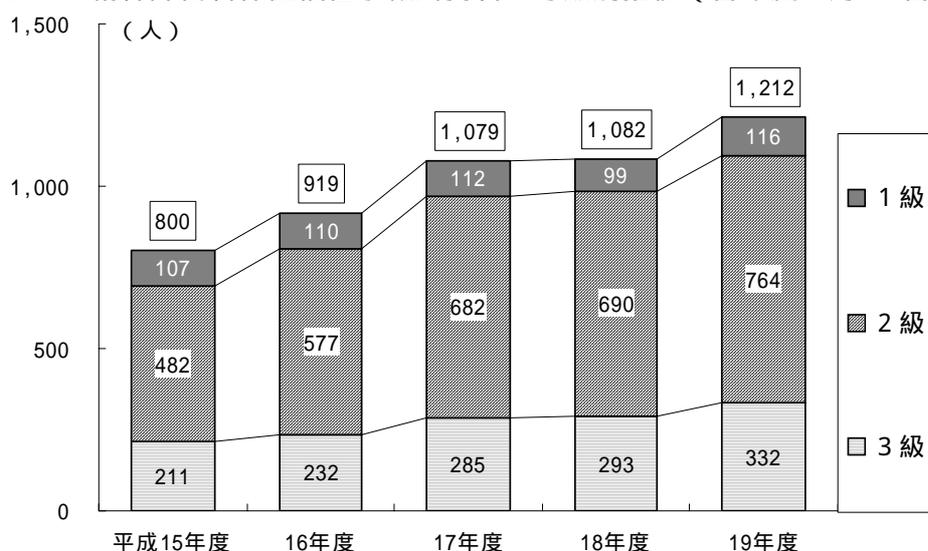


## ( 5 ) 精神障害者

平成20年3月31日現在での精神障害者保健福祉手帳所持者は1,212人となっており、手帳の等級分布では2級が63.0%、3級が27.4%、1級が9.6%となっています(図表15)。

障害者自立支援医療(精神通院)受給者数は3,649人で(図表16)、これは総人口(平成20年4月1日現在507,350人)の0.7%にあたります。疾病分類をみると、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」(39.8%)と「気分障害」(32.4%)がそれぞれ3割を超えています(図表17)。なお、障害者自立支援医療(精神通院)については、平成18年度の障害者自立支援法の施行に伴い、受給者の見直しを行いました。

図表15 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移(各年度3月31日)

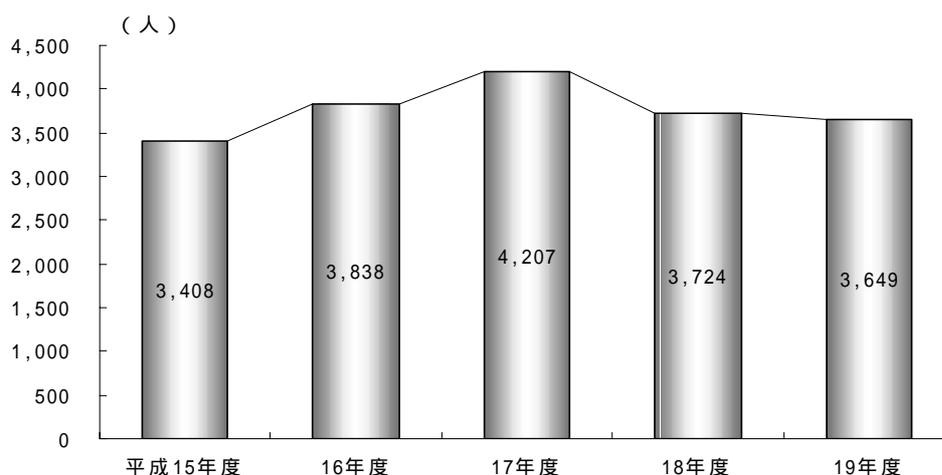


等級等		人数	(割合)
精神障害者保健福祉手帳 所持者数	1級	116	(9.6%)
	2級	764	(63.0%)
	3級	332	(27.4%)
	合計	1,212	(100.0%)
障害者自立支援医療(精神通院)受給者数		3,649	

資料：平成19年度

注：四捨五入により合計が一致しないことがあります

図表 16 障害者自立支援医療（精神通院）受給者数の推移（各年度 3 月 31 日）



図表 17 障害者自立支援医療（精神通院）受給者の疾病分類（平成 20 年 3 月 31 日）

	人数	(割合)
症状性を含む器質性精神障害	87	(2.4%)
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	116	(3.2%)
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	1,452	(39.8%)
気分障害	1,182	(32.4%)
経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	226	(6.2%)
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	23	(0.6%)
成人の人格及び行動の障害	35	(1.0%)
精神遅滞	33	(0.9%)
心理的発達の障害	15	(0.4%)
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	10	(0.3%)
てんかん	309	(8.5%)
その他の精神障害	-	-
分類不明	161	(4.4%)
合計	3,649	(100.0%)

注：四捨五入により合計が一致しないことがあります

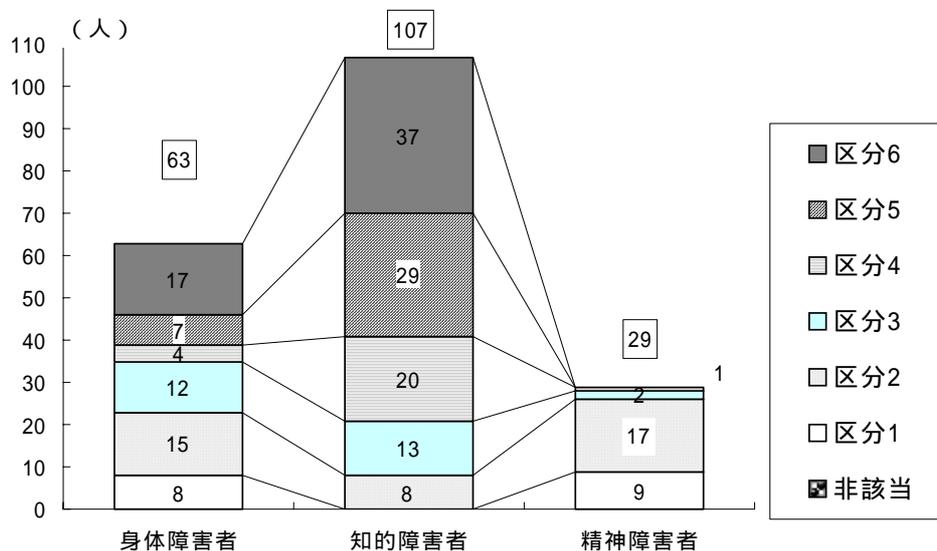
## ( 6 ) 障害程度区分認定

平成20年3月の障害程度区分認定者は199人にのぼり、「区分6」が27.1%と最も多く、「区分2」(20.1%)がこれに続いています。

障害種別認定者をみると、知的障害者が107人と最も多く、身体障害者が63人、精神障害者は29人となっています。

知的障害者、身体障害者いずれも「区分6」が最も多く、知的障害者で34.6%、身体障害者で27.0%を占めています。精神障害者は半数を超える58.6%が「区分2」です。

図表 18 障害程度区分認定の状況 (平成20年3月31日現在)



図表 19 障害程度区分認定の状況 (再掲)

(上段:人/下段:%)	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障害者	0	8	15	12	4	7	17	63
	0.0	12.7	23.8	19.0	6.3	11.1	27.0	100.0
知的障害者	0	0	8	13	20	29	37	107
	0.0	0.0	7.5	12.1	18.7	27.1	34.6	100.0
精神障害者	0	9	17	2	1	0	0	29
	0.0	31.0	58.6	6.9	3.4	0.0	0.0	100.0
計	0	17	40	27	25	36	54	199
	0.0	8.5	20.1	13.6	12.6	18.1	27.1	100.0

## 2 第1期計画の取組状況

### (1) 障害福祉サービスの進捗

第1期計画における各サービスの計画値と平成18年、19年、20年の実績値は以下の通りです。

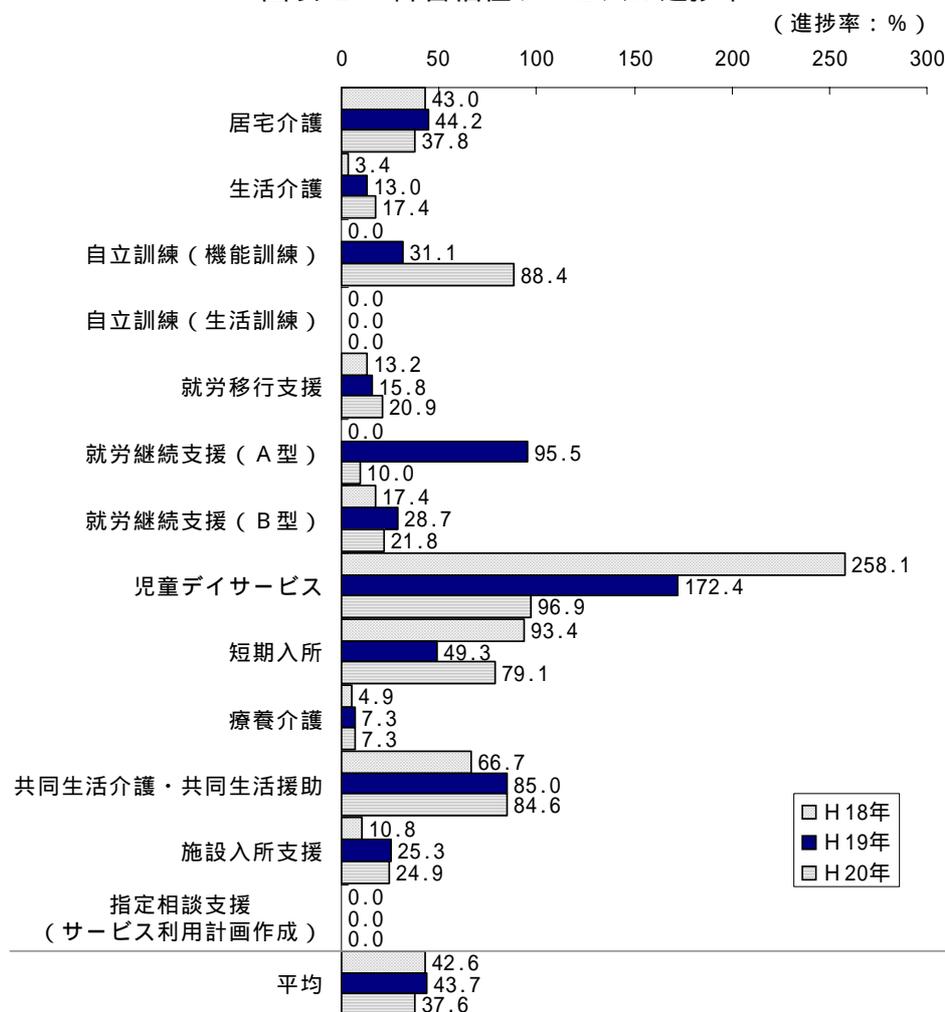
図表 20 障害福祉サービスの計画値と実績値（月間）

サービス種類	平成18年(10月)				平成19年(10月)				平成20年(2月)			
	計画値		実績値		計画値		実績値		計画値		実績値	
	利用者数	基べ利用日数	利用者数	基べ利用日数	利用者数	基べ利用日数	利用者数	基べ利用日数	利用者数	基べ利用日数	利用者数	基べ利用日数
訪問系サービス			229人	9,594.0時間			240人	11,099.5時間			236人	10,499.0時間
居宅介護			215人	7,066.0時間			227人	6,714.5時間			223人	6,465.0時間
重症訪問介護			14人	2,520.0時間			13人	4,325.0時間			13人	4,004.0時間
行動訓練		22,200.00時間	0	0		24,961.00時間	0	0		27,760.00時間	0	0
重症障害者等包括支援			0				0				0	
サービス種類	利用者数	基べ利用日数	利用者数	基べ利用日数	利用者数	基べ利用日数	利用者数	基べ利用日数	利用者数	基べ利用日数	利用者数	基べ利用日数
日中活動系サービス			72人	962人日			159人	1,914人日			188人	2,733人日
生活介護	181人	3,962人日	6人	135人日	325人	7,150人日	41人	929人日	398人	8,756人日	71人	1,522人日
自立訓練(施設訓練)	3人	66人日	0	0	6人	132人日	2人	41人日	9人	186人日	11人	175人日
自立訓練(生活訓練)	14人	308人日	0	0	33人	726人日	0	0	46人	1,012人日	0	0
就労移行支援	29人	630人日	4人	84人日	73人	1,606人日	15人	253人日	86人	1,892人日	23人	396人日
(うち就労移行支援(養育施設))			0人	0人日			0人	0人日			0人	0人日
就労継続支援(A型)	0	0	0	0	1人	22人日	1人	21人日	10人	220人日	1人	22人日
就労継続支援(B型)	11人	242人日	2人	42人日	28人	616人日	8人	177人日	52人	1,144人日	15人	249人日
児童デイサービス	-	272人日	60人	702人日	-	286人日	92人	493人日	-	381人日	67人	369人日
短期入所	-	156人日	7人	183人日	-	217人日	10人	107人日	-	239人日	19人	189人日
療養介護	41人	-	2人	60日	41人	-	3人	91日	41人	-	3人	92日
居住系サービス			12人	372日			17人	525日			22人	692日
共同生活介護	10人	-	5人	155日	20人	-	9人	279日	26人	-	10人	310日
共同生活援助			7人	217日			8人	249日			12人	372日
施設入所支援	74人	-	8人	308日	186人	-	47人	1,419日	237人	-	59人	1,706日
旧施設入所支援(入所)			277人	6,637日			236	7,203日			236人	7,070日
旧身体障害者更生施設			3人	104日			0	0			0	0
旧身体障害者療養施設			60人	2,081日			59人	1,770日			57人	1,660日
旧身体障害者施設			16人	475日			10人	298日			10人	267日
旧知的入所更生施設			179人	5,636日			156人	4,794日			156人	4,740日
旧知的入所療養施設			11人	341日			11人	341日			13人	403日
旧知的通所療養			0	0			0	0			0	0
旧施設入所支援(通所)			336人	10,515人日			552人	9,898人日			310人	5,234人日
旧身体障害者更生施設			0	0			0	0			0	0
旧身体障害者療養施設			1人	22人日			0	0			1人	21人日
旧身体障害者施設			3人	80人日			3人	62人日			3人	63人日
旧知的通所更生施設			195人	6,222人日			264人	6,335人日			163人	2,592人日
旧知的通所療養施設			136人	4,181人日			185人	3,491人日			143人	2,558人日
小計(新体系サービス)			300人				476人				527人	
小計(旧体系サービス)			612人				788人				546人	
指定相談支援(サービス利用計画作成)	53人	-	人		60人	-	人		57人	-	人	

進捗率（計画値に対する実績値）については、平成18年、19年の児童デイサービスがそれぞれ258.1%、172.4%と計画値を大きく上回りましたが、生活介護な

ど日中活動系のサービスがいずれの年度も計画値を下回ったほか、居宅介護も30%～40%台と計画値を下回りました。進捗率の平均は、平成18年が42.6%、平成19年が43.7%、平成20年が37.6%となっています。

図表 21 障害福祉サービスの進捗率



注：進捗率 = 実績値 / 計画値 \* 100  
H18年、19年は10月値、H20年は3月値

図表 22 障害福祉サービスの進捗率（再掲）

進捗率		H18年	H19年	H20年
居宅介護	延べ利用時間	43.0	44.2	37.8
生活介護	延べ利用日数	3.4	13.0	17.4
自立訓練（機能訓練）	延べ利用日数	0.0	31.1	88.4
自立訓練（生活訓練）	延べ利用日数	0.0	0.0	0.0
就労移行支援	延べ利用日数	13.2	15.8	20.9
就労継続支援（A型）	延べ利用日数	-	95.5	10.0
就労継続支援（B型）	延べ利用日数	17.4	28.7	21.8
児童デイサービス	延べ利用日数	258.1	172.4	96.9
短期入所	延べ利用日数	93.4	49.3	79.1
療養介護	利用者数	4.9	7.3	7.3
共同生活介護・共同生活援助	利用者数	66.7	85.0	84.6
施設入所支援	利用者数	10.8	25.3	24.9
指定相談支援（サービス利用計画作成）	利用者数	0.0	0.0	0.0
平均		42.6	43.7	37.6

## (2) 障害福祉サービスの取組状況

第1期計画で定めた取組方向に対し、下表の通りの結果となっています。  
訪問系サービス

第1期の取組の方向	平成19～20年度の取組状況
ヘルパーの質の向上	精神障害者ヘルパー養成講座及び養成講座修了者を対象としたスキルアップセミナーを実施しました。(年1回) 精神障害者居宅サービス内容検討会を実施しました。(月1回) 人材育成の一環として、社会福祉協議会主催ボランティア養成講座に参加しました。
ヘルパー事業所の拡充と連携	精神障害者居宅サービス内容検討会の案内を全事業所へ通知し、参加を促しました。 地域包括支援センターが実施する地域ネットワーク会議に出席しました。 介護保険事業所の勉強会等へ出席し、事業所の拡充と連携等の必要性について周知しました。 ケースカンファレンス(個別支援会議)等を実施しました。
相談支援センターとヘルパー事業所の連携	ケースカンファレンス等を実施しました。
支給基準による障害福祉サービスの提供	川口市の支給基準を作成し、相談支援事業所や関係機関へ周知しました。 支給基準を実情に合わせ見直しました。

### 日中活動系サービス

第1期の取組の方向	平成19～20年度の取組状況
地域に偏りのない施設配置の検討	川口市内施設一覧の作成と配布を行いました。 既存施設に対して、新体系移行説明会を各施設で実施しました(希望制)。 既存施設利用者に対して年1回施設異動調査を実施し、希望者等に市内施設の情報提供を行っています。 川口市地域自立支援協議会生活支援部会を立ち上げ、検討しました。
就労支援事業所の充実	川口市地域自立支援協議会就労支援部会を立ち上げ、検討しました。
市内施設間の連携を図る支援の実施	川口市地域自立支援協議会地域連携部会を立ち上げ、検討しました。 川口市内障害者施設運営団体連絡会に参加しました。
障害特性と本人のニーズを勘案した施設利用の実施	相談支援事業所を対象に支援会議を実施しました。 一時入所事業(しらゆりの家)の対象者を見直し、精神障害者を含む3障害へ拡大しました。 川口市・鳩ヶ谷市障害者(児)ケアマネジメント連絡調整会議で研修会を実施しました。

## 居住系サービス

第1期の取組の方向	平成 19～20 年度の取組状況
グループホーム、ケアホーム、生活ホームの拡充	実施しませんでした。
拠点となる通過型総合施設の設置の研究	実施しませんでした。
施設利用待機者の状況把握と入所調整	実施しませんでした。
精神障害者の退院促進事業の充実	病院・県・保健所・保健センター・障害福祉課・障害者相談支援事業所・作業所及びボランティア等、市内の関係機関が、埼玉県が行う精神障害者地域移行支援特別対策事業を受託している「ハートフル川口」へ全面協力しました。

### (3) 地域生活支援事業の進捗

第1期計画における地域生活支援事業の計画値と平成18・19年度の実績値は以下の通りです。

図表 23 地域生活支援事業の計画値と実績値

サービス種類	H18年度				H19年度			
	計画値		実績値		計画値		実績値	
	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数
<b>&lt;1&gt;相談支援事業</b>								
①障害者相談支援事業<実施箇所数>								
ア 障害者相談支援事業	6	-	6	-	6	-	6	-
イ 地域自立支援協議会	1	-	1	-	1	-	1	-
ウ 障害児等療育支援事業	1	-	1	-	1	-	1	-
②市町村相談支援機能強化事業<実施箇所数>	6	-	6	-	6	-	6	-
③住宅入居等支援事業<実施箇所数>	2	-	2	-	2	-	2	-
④成年後見制度利用支援事業		-		-		-		-
<b>&lt;2&gt;コミュニケーション支援事業&lt;年間利用者数&gt;</b>								
①手話通訳者派遣事業	-	943	-	922	-	975	-	999
②契約筆記者派遣事業	-	7	-	0	-	7	-	5
③手話通訳者設置事業	-	668	-	789	-	691	-	962
<b>&lt;3&gt;日常生活用具給付等事業&lt;年間給付等件数&gt;</b>								
①介護・訓練支援用具		41		16		41		11
②自立生活支援用具		73		16		73		11
③在宅療養等支援用具		53		35		53		53
④情報・意思疎通支援用具		96		77		96		90
⑤排泄管理支援用具		3,772		107		3,901		5,184
⑥居宅生活動作補助用具<住宅改修費>		19		2		19		8
<b>&lt;4&gt;移動支援事業</b>								
実施箇所数		22		24		24		27
利用者数<月間>		190		93		196		107
利用時間数<月間>		7,600		1,163		7,840		1,244
<b>&lt;5&gt;地域活動支援センター事業</b>								
実施箇所数		1		1		3		3
利用者数		59		127		89		131
<b>&lt;6&gt;その他事業</b>								
①日中一時支援事業		-		-		-		-
②社会参加促進事業		-		-		-		-

地域活動支援センター事業は利用者数の進捗率が平成18年度で215.3%、平成19年度で147.2%に達しました。手話通訳者設置事業は計画値を上回るなど平成19年度には進捗率は概ね上がりました。しかし、移動支援事業については、実施箇所数は増えたものの、利用者数の進捗率は50%前後、利用時間数は10%台といずれも低い結果となっています。進捗率の平均では、平成18年度が75.0%、平成19年度が87.1%となっています。

図表 24 地域生活支援事業の進捗率

進捗率	H18年度	H19年度
(1)相談支援事業		
障害者相談支援事業 実施箇所数	100.0	100.0
地域自立支援協議会	100.0	100.0
障害児等療育支援事業	100.0	100.0
市町村相談支援機能強化事業 実施箇所数	100.0	100.0
住宅入居等支援事業 実施箇所数	100.0	100.0
成年後見制度利用支援事業	-	-
(2)コミュニケーション支援事業 年間利用者数		
手話通訳者派遣事業	97.8	102.5
要約筆記者派遣事業	0.0	71.4
手話通訳者設置事業	118.1	139.2
(3)日常生活用具給付等事業 年間給付等件数		
介護・訓練支援用具	39.0	26.8
自立生活支援用具	21.9	15.1
在宅療養等支援用具	66.0	100.0
情報・意思疎通支援用具	80.2	93.8
排泄管理支援用具	2.8	132.9
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	10.5	42.1
(4)移動支援事業実施箇所数	109.1	112.5
移動支援事業利用者数	48.9	54.6
移動支援事業利用時間数	15.3	15.9
(5)地域活動支援センター事業		
地域活動支援センター事業実施箇所数	100.0	100.0
地域活動支援センター事業利用者数	215.3	147.2
(6)その他事業		
更生訓練費・施設入所者就職支度金制度	-	-
日中一時支援事業	-	-
社会参加促進事業	-	-
平均	75.0	87.1

注：進捗率 = 実績値 / 計画値 \* 100

#### ( 4 ) 地域生活支援事業の取組状況

第 1 期計画で定めた取組方向に対し、下表の通りの結果となっています。

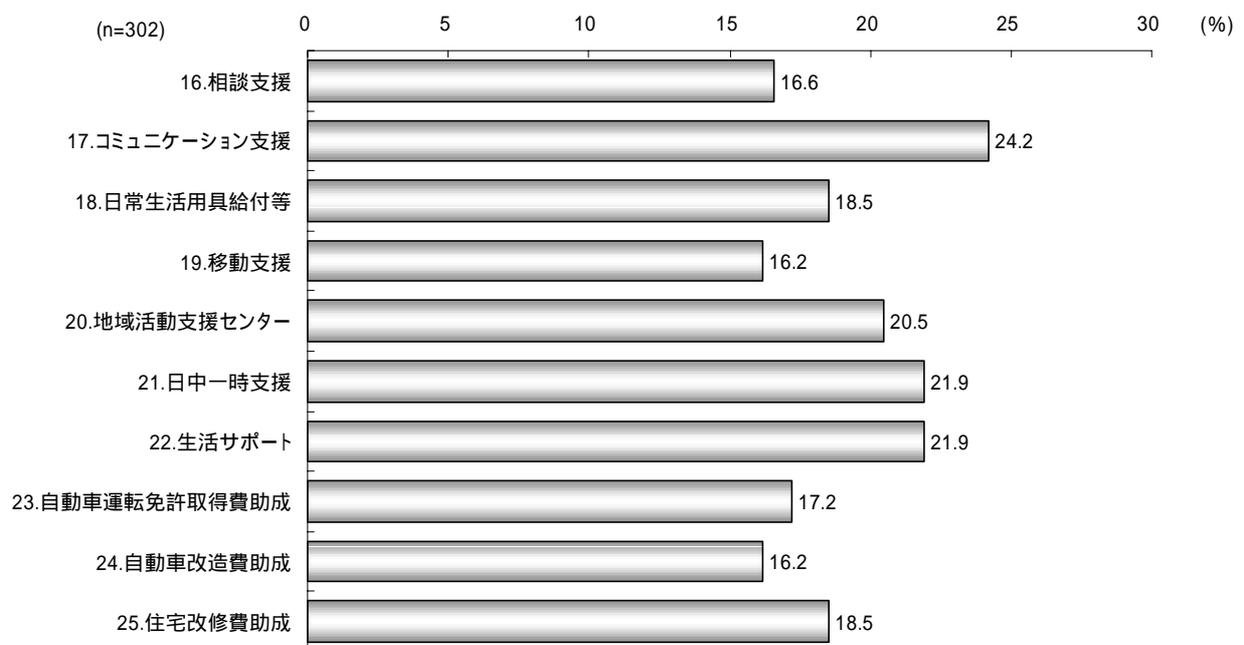
第1期の取組の方向	平成 19 ~ 20 年度の取組状況
相談支援事業	<p>相談支援事業所に国家資格をもつ専門職の配置を義務づけました。</p> <p>相談の窓口としては3障害を対象とすることを義務づけています。</p> <p>民生委員・児童委員協議会（障害部会）に出席し、障害の理解について普及啓発を行いました。</p> <p>精神障害者の会「よつば」でピアカウセリングについて学び、研修会等へも出席しました。</p> <p>居住サポートとして、夜間休日の相談体制を実施しました。</p>
コミュニケーション支援事業	<p>広報の点字訳、録音テープの作成を委託しました。</p>
日常生活用具給付等事業	<p>課内担当者により内容（品目、対象者等）の検討、見直しを行いました。</p>
移動支援事業	<p>課内担当者により問題点の検討、見直しを行いました。</p>
地域活動支援センター事業	<p>川口市独自の地域活動支援センター事業を実施しています。</p> <p>平成20年度から、地域活動センターの事業を ~ 型に分類し、各型で行う内容を明確化しました。</p>

### 3 アンケートからみられる第1期計画の評価

市民、関係団体等のアンケート調査から、次のような結果が得られました。

#### 福祉サービスの周知状況（市民アンケート）

地域生活支援事業について周知状況を聞いたところ、相談支援を「どのようなサービスか知らない・わからない」と回答する市民は16.6%にのびます。このほか、コミュニケーション支援、地域活動支援センター、日中一時支援、生活サポート支援については知らない人が2割を超えています。情報提供のあり方に課題が残りました。

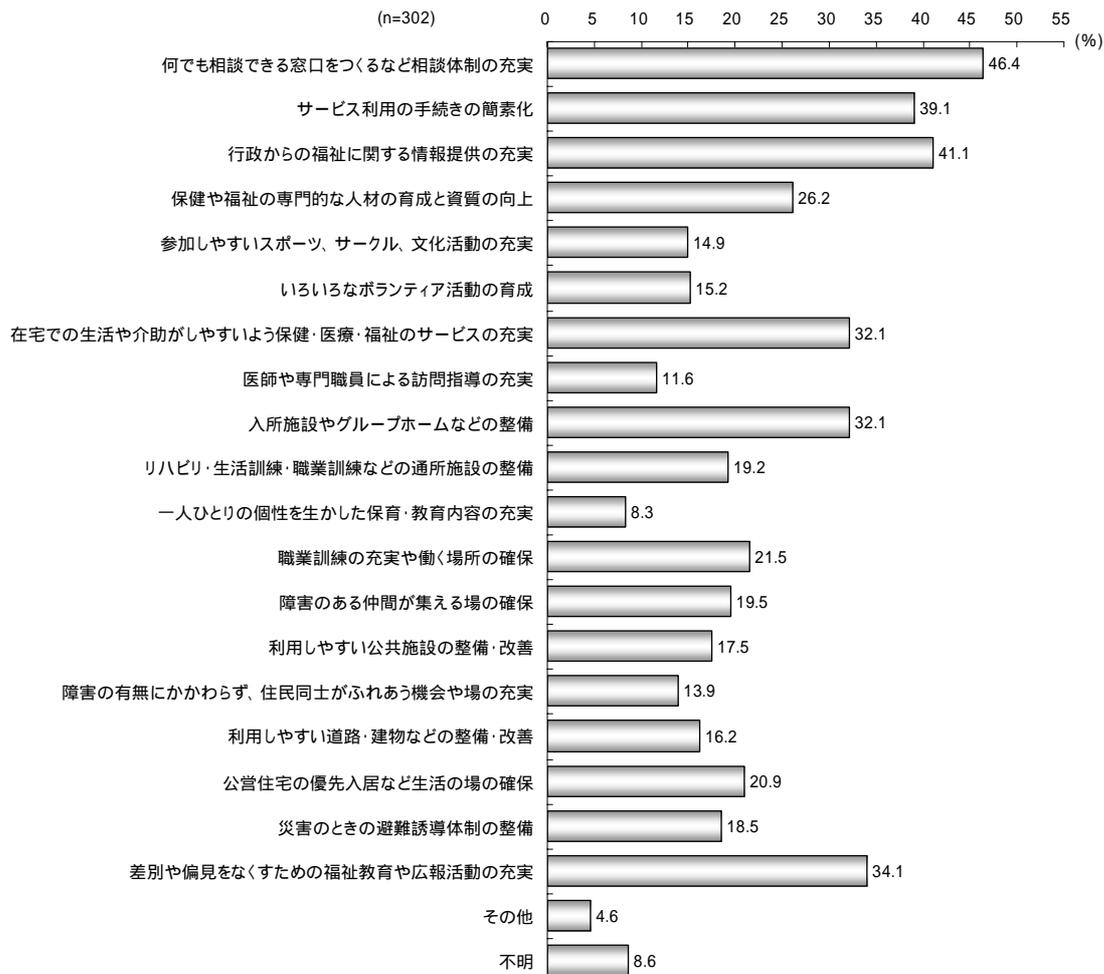


注：「n」とは回答した人数を表します。これ以降、同様に表記しています。  
上位項目のみ記載しています。

## 障害者の暮らしよいまちづくりに必要なこと（市民アンケート）

「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が最も多く 46.4%、次いで「行政からの福祉に関する情報提供の充実」(41.1%)、「サービス利用の手続きの簡素化」(39.1%)が続いています。

しかし、障害種によってニーズに大きな相違が見られ、身体障害者は「利用しやすい道路・建物などの整備・改善」と「災害のときの避難誘導體制の整備」、知的障害者は「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」、精神障害者は「職業訓練の充実や働く場所の確保」が注目される点であり、障害特性に着目した施策が求められています。

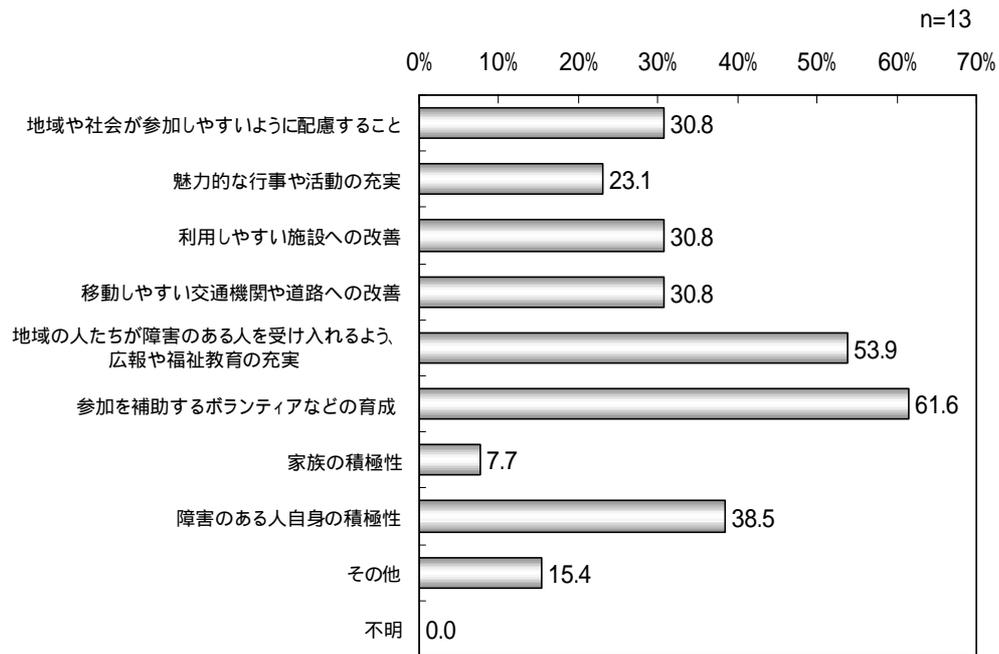


	身体障害者（129人）	知的障害者（122人）	精神障害者（73人）
1位	在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実(48.8%)	入所施設やグループホームなどの整備(52.5%)	何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実(57.5%)
2位	何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実(47.3%) サービス利用の手続きの簡素化(47.3%)	差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実(42.6%)	差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実(46.6%)
3位	行政からの福祉に関する情報提供の充実(43.4%)	行政からの福祉に関する情報提供の充実(39.3%)	行政からの福祉に関する情報提供の充実(45.2%)
4位	利用しやすい道路・建物などの整備・改善(28.7%)	サービス利用の手続きの簡素化(37.3%)	職業訓練の充実や働く場所の確保(32.9%)
5位	災害のときの避難誘導體制の整備(27.9%)	何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実(36.9%)	サービス利用の手続きの簡素化(31.5%)

## 障害のある人が地域や社会に積極的に参加していくために大切なこと(関係団体アンケート)

「参加を補助するボランティアなどの育成」(61.6%)、「地域の人たちが障害のある人を受け入れるよう、広報や福祉教育の充実」(53.9%)が上位にあります。「その他」の意見として「継続的に参加できる活動の場」「気軽に利用できるヘルパー制度」があがりました。

一方では、「障害のある人自身の積極性」が38.5%となっており、障害のある人が地域の一員としての役割を認識することの大切さも示された結果となっています。

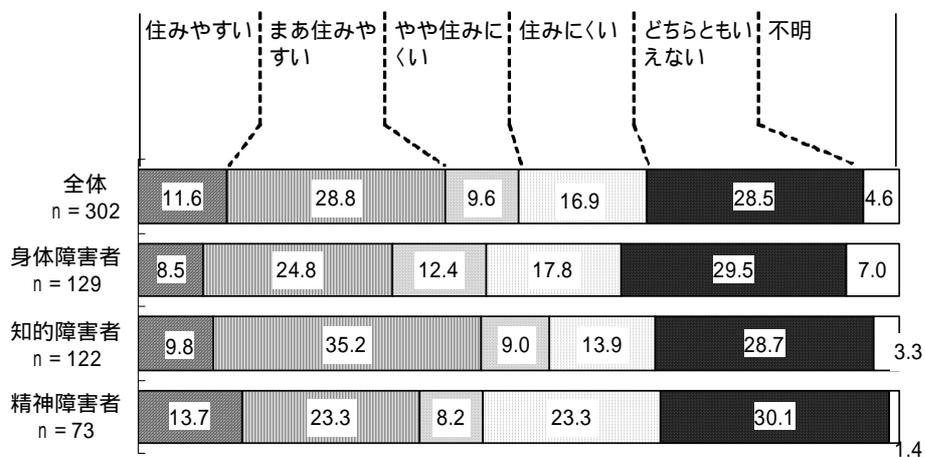


## 川口市は障害者にとって住みやすいか（市民アンケート）

「まあ住みやすい」が 28.8%となっており、「住みやすい」(11.6%)を合わせ、40.4%が“おおむね住みやすい”と  
しています。

“おおむね住みやすい”は、身体障害者で 33.3%、知的障害者で 45.0%、精神障害者で 37.0%です。一方  
の“おおむね住みにくい”（「やや住みにくい」と「住みにくい」の合計）は身体障害者で 30.2%、知的障害者で  
22.9%、精神障害者で 31.5%となっており、障害特性に着目した施策の必要性がうかがわれます。

関係団体アンケートの結果（上グラフ）と照らし合わせると、市民ボランティアの育成や市民の障害者や障害に  
対する正しい理解の普及も求められています。



## 第 3 章 基本目標

# 1 基本理念・基本的考え方

本市は埼玉県南端に位置する県内有数の都市です。荒川を隔てて東京都に接し、江戸時代から鋳物や植木などの産業が発達しました。その後、住宅都市化が進み、今日では人口50万人を超え、東京都と隣接しているという利便性を活かしながら、固有の伝統ある“ものづくり”のまちとして、活力あるまちづくり・人づくりをめざしています。

本市のまちづくりの長期的な方針を定める第3次総合計画において、将来都市像を「緑 うるおい 人 生き生き 新産業文化都市 川口」と定め、施策の大綱の第1に「健やかな川口をつくる」を設定しています。この中で障害のある人にかかわる方針として、「障害者を支える仕組みづくりの推進」「障害者の生活安定化の推進」を掲げています。

本計画の上位計画となる「川口市障害者福祉計画」では、基本理念を「ともに支えあう地域の中で、すべての人が輝くまち」と掲げ、ノーマライゼーション、リハビリテーション、ソーシャル・インクルージョンの3つの基本的な考え方の下に、「市民だれもが自分らしく生きることのできる環境づくり」「みんなで支えあい、共生できる地域づくり」「すべての人々にとってバリアのない社会づくり」の3つの基本目標を設定しています。

本計画は「川口市障害者福祉計画」の基本理念、基本的な考え方に基づき、障害のある人がともに支えあう地域の中で、すべての人が輝くための実施計画として位置づけ、平成23年度の目標値を掲げます。

ノーマライゼーションとは  
障害のある人もない人も一緒に地域で生活することが正常な状況であるとする考え方

リハビリテーションとは  
障害者の主体性及び社会的・経済的・精神的な自立をめざしていくという考え方

ソーシャル・インクルージョンとは  
すべての人が排除・差別されることなく、互いに認め合い、地域全体で包み込み・支えあっていくという考え方

# 川口市障害者福祉計画の体系

基本的な考え方 ノーマライゼーション リハビリテーション ソーシャル・インクルージョン

基本理念 基本目標 基本テーマ 施策の展開方向

ともに支えあう地域の中で  
すべての人が輝くまち

**目標 1**  
市民だれもが  
自分らしく生きる  
ことのできる  
環境づくり

**目標 2**  
みんなで支え  
あい、共生できる  
地域づくり

**目標 3**  
すべての人々にと  
ってバリアの  
ない社会づくり

**権利擁護**

**基本テーマ 1**  
障害者の権利擁護  
と心のバリアフリ  
ーの推進

- 1-1 権利擁護体制の充実
- 1-2 啓発活動・福祉教育の推進
- 1-3 地域における支えあい活動の推進

**自立支援**

**基本テーマ 2**  
地域における障害  
者の自立支援

- 2-1 情報提供・相談体制の充実
- 2-2 日常生活を支える福祉サービスの充実
- 2-3 生活支援のための施策・制度の推進

**基本テーマ 3**  
障害の早期発見や  
障害者の健康づく  
りの支援

- 3-1 保健活動の充実・地域生活の支援
- 3-2 医療体制の充実

**社会参加**

**基本テーマ 4**  
障害者の社会参加・  
活動の支援

- 4-1 就労の促進
- 4-2 コミュニケーション支援の充実
- 4-3 スポーツ・レクリエーション、生涯学習の充実

**基本テーマ 5**  
障害児とその家庭  
への支援

- 5-1 障害児の保育・教育体制の充実
- 5-2 療育体制の充実
- 5-3 障害児の健全な育成支援

**共 生**

**基本テーマ 6**  
障害者にとって安  
全・安心のまちづくり

- 6-1 良好な住宅環境整備
- 6-2 障害者にとって快適な施設整備
- 6-3 障害者の外出支援と移動手段の確保
- 6-4 防災体制の充実

網掛けは本計画が関連する施策

## 2 平成 23 年度の目標値

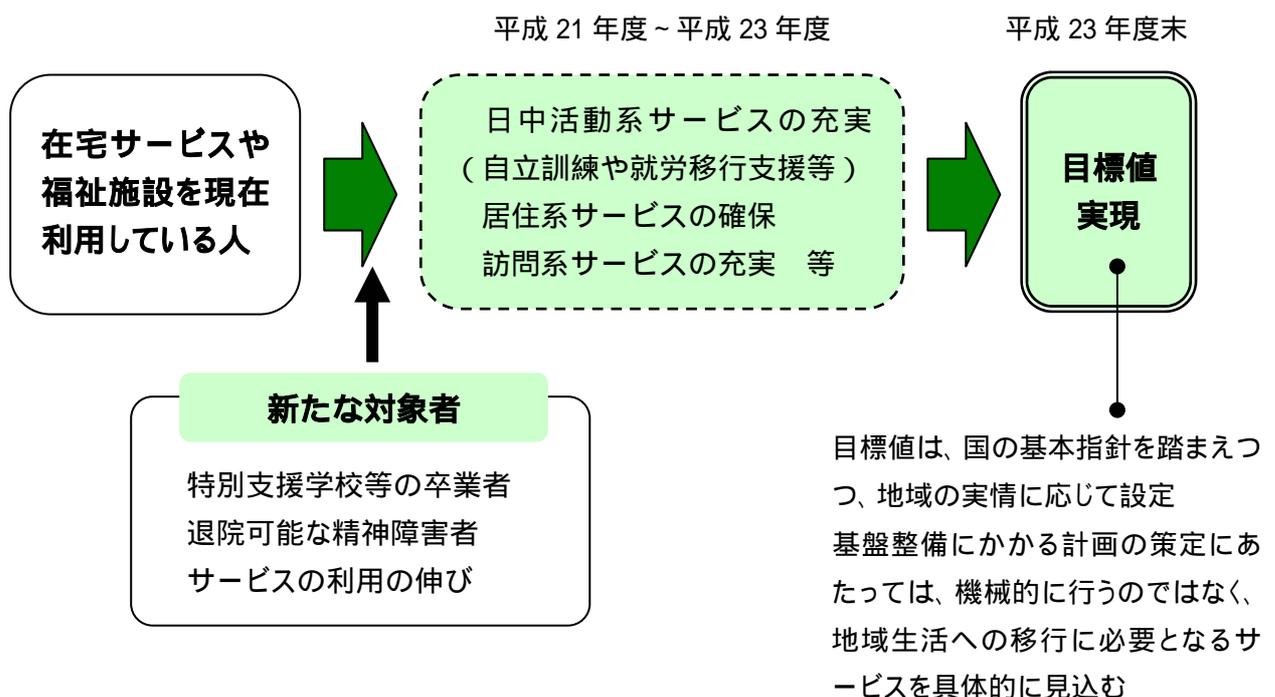
本計画では、障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、現在の福祉施設が障害者自立支援法に基づく新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、次の3つの目標値を設定します。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 退院可能精神障害者の地域生活への移行
- (3) 福祉施設から一般就労への移行

なお、3つの目標値の設定にあたっては、国の指針を踏まえつつ、本市の実情に応じて設定します。

また、設定した目標値の実現に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校等の卒業者、退院可能な精神障害者など、今後サービスの利用が見込まれる人を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実を図り、地域生活への移行に必要なサービスを具体的に見込みます。

図表 25 目標値実現までの流れ



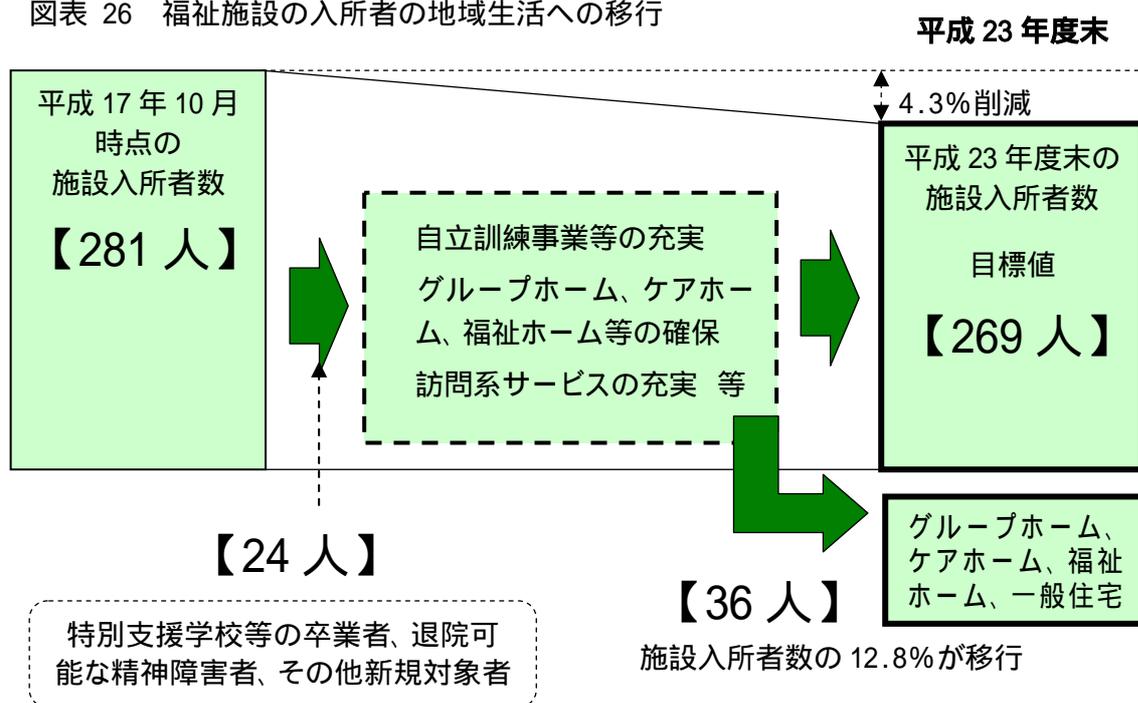
## ( 1 ) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方に即して、施設入所から地域生活への移行を推進するため、第 1 期計画では平成23年度末における地域生活への移行に関する目標値を設定しました。

本市において福祉施設に入所している人は、平成17年10月現在で281人(身体障害者更生施設の入所者を除く)となっており、同時点の入所者数の12.8%が地域に移行し、平成23年度末の入所者数を4.3%削減する第 1 期計画の目標(次ページ参照)を継承します。

なお、新たに施設に入所するケースについては、ケアホーム等での対応が困難な方などその必要性を判断することとします。

図表 26 福祉施設の入所者の地域生活への移行



事 項	数 値	備 考
現入所者数 (A)	281 人	平成 17 年 10 月の値 身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)の入所者数の計
地域移行目標数 (B)	36 人 移行率 (12.8%)	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行する者の数
新たな施設入所者 (C)	24 人	特別支援学校等の卒業生、退院可能な精神障害者、その他新規対象者
目標年度入所者数 (D)	269 人	平成 23 年度末の入所者数 (A) - (B) + (C)
入所者削減目標値 (E)	12 人 削減率 (4.3%)	(A) - (D)の値

本市では、県の目標である 522 人（下表参照）を人口比率で按分して算出した「36 人」を目標としています。また、新たな施設入所者数（C 欄）を各年 4 人ずつ（6 年間で 24 人）程度と見込み、最終的に入所者の削減目標値（E 欄）を 12 人（4.3%）としています。

人口比率 市人口（482,400 人）/ 県人口（7,059,069 人）= 6.83%（ 式 ）

（人口は埼玉県統計課「埼玉県推計人口」（平成 18 年 4 月 1 日）による）

新たな施設入所者数 対象施設の入所者数は平成 17 年 10 月時点で 281 人と前年同月（277 人）の 4 人増加の実績を用いている。

（参考）第 1 期計画における県の目標値の設定

A 施設入所者数	5,220 人	
B グループホーム・ケアホーム・一般住宅等に移行することが見込まれる人数	522 人	A の 10.0%
C 新たな施設入所者数	273 人	
D 平成 23 年度末の入所者数	4,971 人	
E 入所者削減目標値（平成 23 年度末）	249 人	A の 4.8%

## (2) 退院可能な精神障害者の地域生活への移行

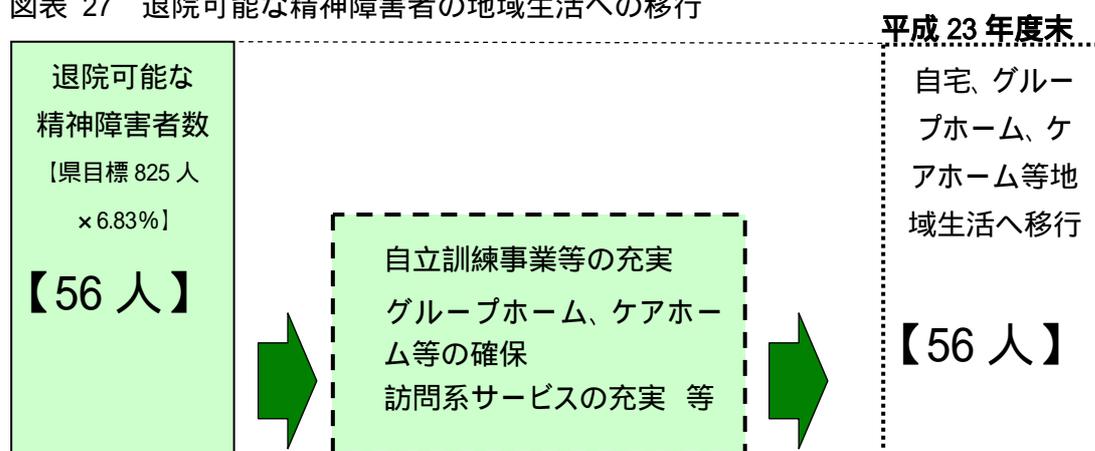
第1期計画では、サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方に即して、地域での受け入れ条件が整えば、病院から退院可能な精神障害者の地域生活への移行を推進する観点から、平成23年度末における退院可能な精神障害者の入院数の減少に関する目標値を設定しました。

国においては「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を推進することとしており、精神障害者にかかる数値目標に対する考え方について議論がされているところですが、策定にあたっては第1期計画を踏襲することが示されています。

このため、本市においても第1期計画で定めた平成23年度末までの退院可能な精神障害者の入院者数の減少に関する目標値を継承します。

県内精神科病院の調査結果に基づく退院可能精神障害者数(825人)の人口按分により、本市の退院可能精神障害者は56人となっており、平成23年度末までの目標減少数を56人と設定し、平成24年度までに退院可能な精神障害者を解消することをめざします。

図表 27 退院可能な精神障害者の地域生活への移行



事 項	数 値	備 考
現在数	56 人	県調査による平成18年6月1日現在の退院可能精神障害者数825人の6.83%(人口按分)
目標減少数	56 人	上記のうち、平成23年度末までに減少をめざす数

第1期計画において、県では825人を目標としています。本目標については、市町村で独自に目標設定することが困難なことから、県が人口比率で按分した数字を目標とするよう指示しています。本市では、県の目標である825人を人口按分して算出した「56人」(825人×6.83%(式を参照)=56人)を目標としました。

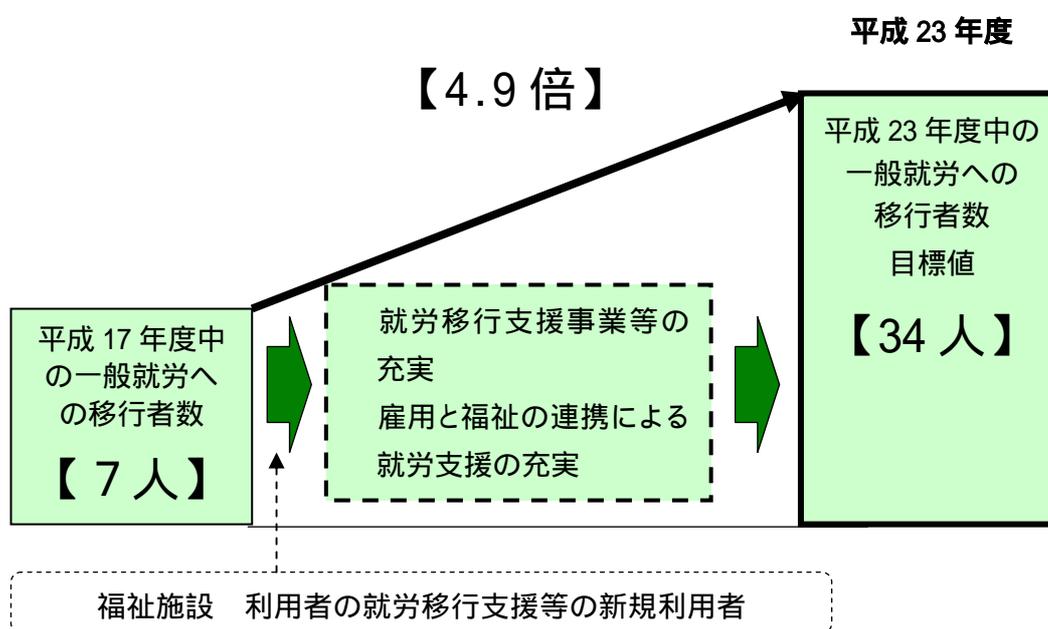
### (3) 福祉施設から一般就労への移行

第1期計画では、サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方に即して、平成23年度中における福祉施設から一般就労への移行者を現在の4倍以上と基本指針で示されました。県においては、一般就労への年間移行実績が全国平均を下回っていること<sup>1</sup>を考慮して、現在の移行実績の5倍である500人を目標としています。

本市においては、平成17年度の実績として福祉施設から一般就労へ7人が移行しており、第2期計画においても平成23年度の一般就労移行者数を平成17年10月時点の4.9倍にあたる34人と設定し、公共職業安定所や福祉施設との連携のもとで、就労移行支援の充実を図り、目標値の実現をめざします。

また、第2期計画では障害者の一般就労への移行を促進するため、障害者等への理解の促進を図るとともに、県の工賃倍増5か年計画の周知、市役所からの受注機会の拡大を進めます。

図表 28 福祉施設から一般就労への移行



- 身体障害者施設： 更生施設、療護施設、授産施設（入所・通所）、地域デイケア
- 知的障害者施設： 更生施設（入所・通所）、授産施設（入所・通所）、地域デイケア
- 精神障害者施設： 生活訓練施設、授産施設、小規模作業所

<sup>1</sup> 一般就労への年間移行実績：  
「平成 15 年社会福祉施設等調査」による授産施設（入所・通所）の移行実績  
全国平均：1.30% 県：1.07%

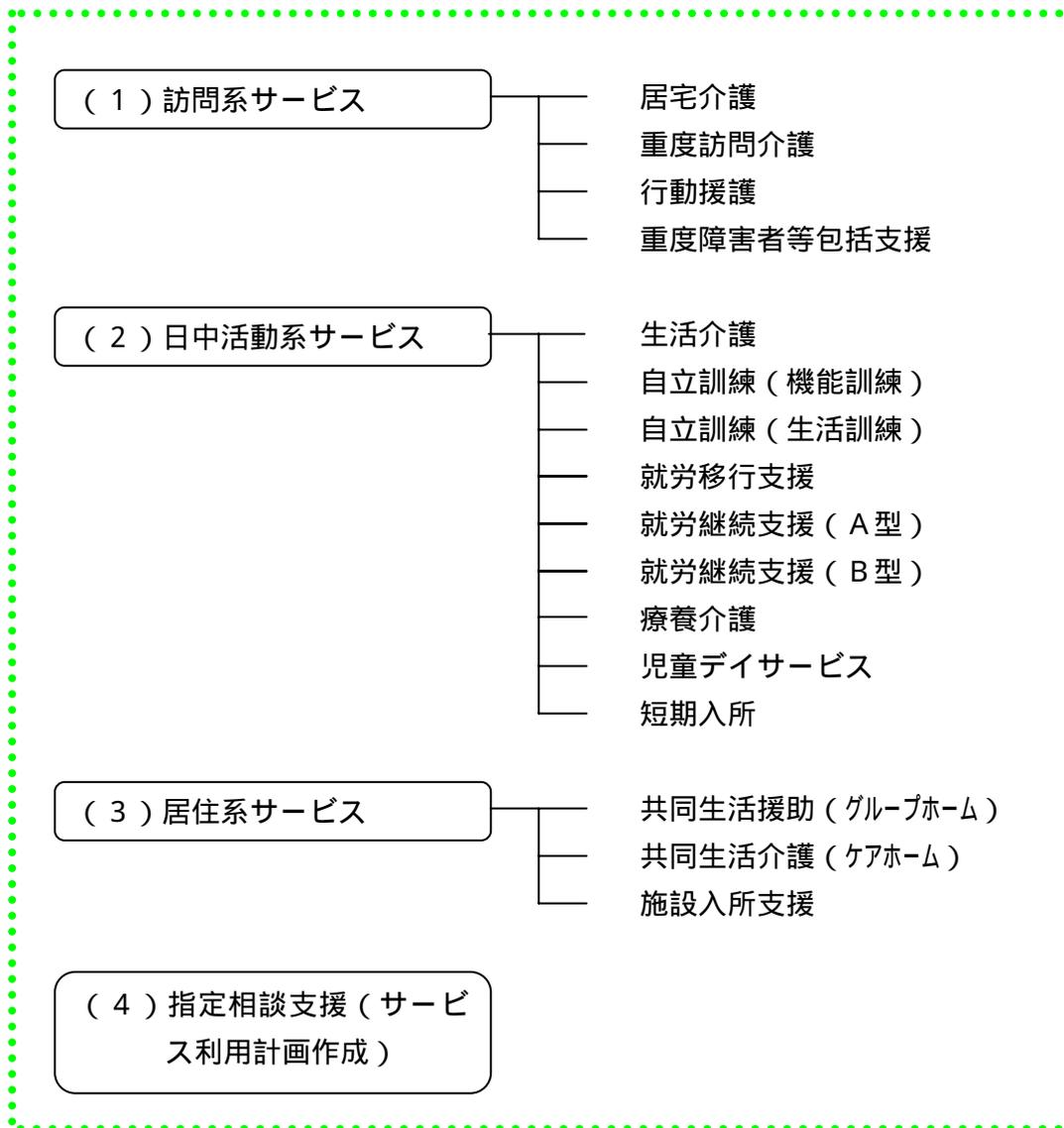
事 項	数 値	備 考
年間一般就労移行者数	7 人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度における年間一般就労移行者数	34 人 (4.9倍)	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

県は、一般就労への年間移行実績が全国平均を下回っていることを考慮して、現在の移行実績の5倍である500人を目標としています。本市では、県の年間一般就労者数の目標である500人を人口按分して算出した「34人」(500人×6.83%(式を参照) = 34人)を目標としました。

### 3 目標を達成するための施策の体系

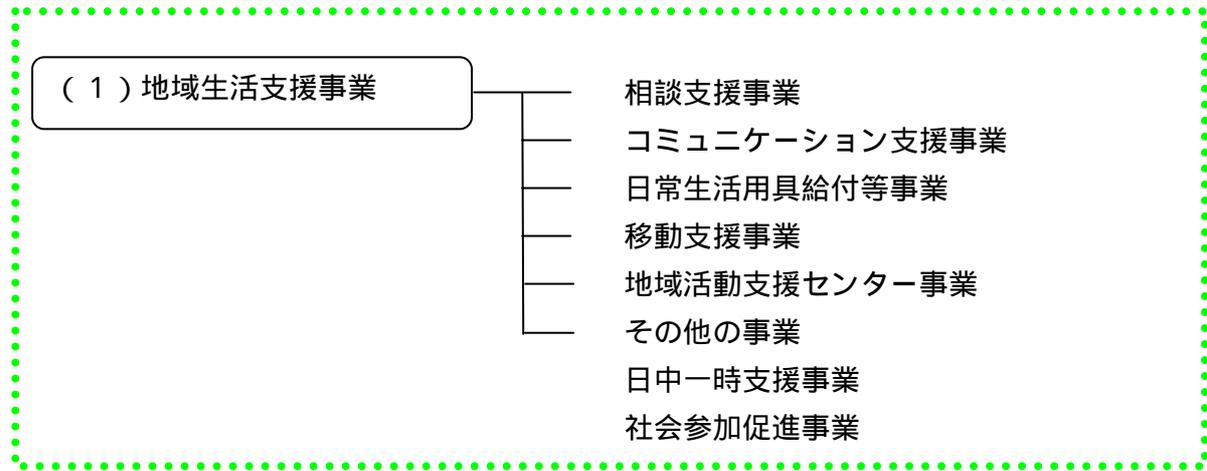
平成23年度までの3つの目標値を達成するため、本計画では次の施策体系に基づき、計画的に取り組めます。

#### (1) 国が定める基準で実施するサービス（自立支援給付）

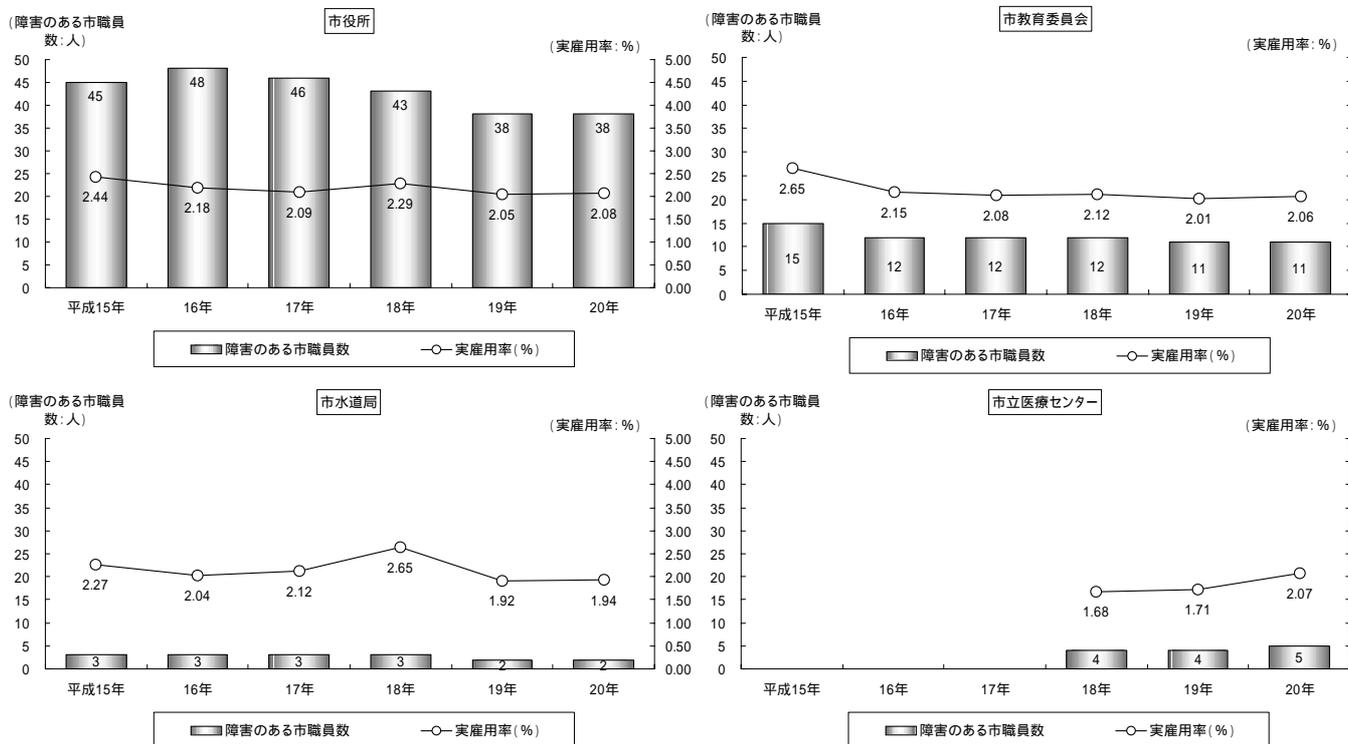


## ( 2 ) 市が行うことと定められているサービス ( 地域生活支援事業 )

---



## 参考：川口市各部署の障害者雇用の状況



区分	川口市役所			川口市教育委員会		
	算定基礎労働者数(人)	障害のある市職員数(人)	実雇用率(%)	算定基礎労働者数(人)	障害のある市職員数(人)	実雇用率(%)
平成 15 年	1,848	45	2.44	567	15	2.65
平成 16 年	2,197	48	2.18	559	12	2.15
平成 17 年	2,199	46	2.09	577	12	2.08
平成 18 年	1,875	43	2.29	567	12	2.12
平成 19 年	1,854	38	2.05	548	11	2.01
平成 20 年	1,829	38	2.08	534	11	2.06
区分	川口市水道局			川口市立医療センター		
	算定基礎労働者数(人)	障害のある市職員数(人)	実雇用率(%)	算定基礎労働者数(人)	障害のある市職員数(人)	実雇用率(%)
平成 15 年	132	3	2.27	-	-	-
平成 16 年	147	3	2.04	-	-	-
平成 17 年	141	3	2.12	-	-	-
平成 18 年	113	3	2.65	238	4	1.68
平成 19 年	104	2	1.92	234	4	1.71
平成 20 年	103	2	1.94	241	5	2.07

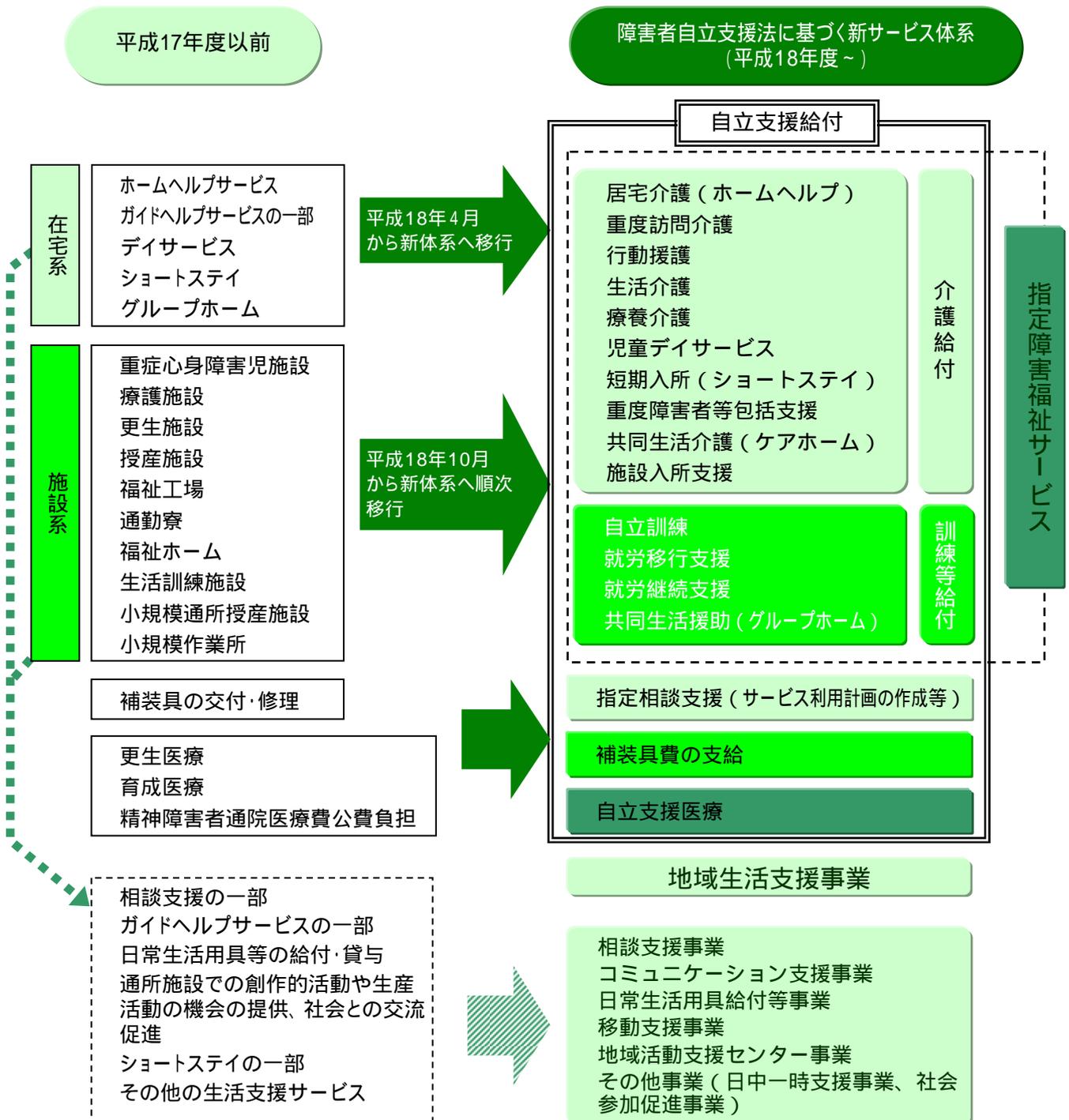
## 第4章 サービス必要量の見込み

# 1 サービス提供に関する基本的な考え方

本計画は、障害福祉計画に関する国の基本指針に即して、サービスの整備目標とその確保のための方策について定めます。

なお、障害者自立支援法に基づき、平成 18 年度から新しいサービス体系が導入されており、平成 17 年度以前に支援費制度等により実施されてきたサービスと、平成 18 年度から開始された新しい体系に基づくサービスの関係については、次の通りとなっています。

図表 29 障害者自立支援法に基づく新サービス体系への移行の概要



## 2 国が定める基準で実施するサービス（自立支援給付）の見込量の設定

本市は、平成23年度の目標値の実現に向けて、指定障害福祉サービス及び指定相談支援の各サービスについて、サービス利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しつつ、平成21年度から平成23年度の各年度における見込量を設定し、その確保に努めていきます。

### （1）訪問系サービス

#### サービスの現状

訪問系サービスについて、利用者は伸びており、平成20年9月の居宅介護の利用者数は241人、利用時間は6,786.5時間、1人平均利用時間は28.2時間となっています。重度訪問介護の利用はほぼ安定し、利用者は13人、利用時間は3,609.0時間、1人当たり平均利用時間は277.6時間です。行動援護の利用者は1人、利用時間は10.5時間です。重度障害者等包括支援については利用者がありません。

図表 30 訪問系サービスの利用状況（月間）

		H18年10月	H19年10月	H20年9月
居宅介護	時間	7,066.0	6,714.5	6,786.5
	実人	215	227	241
重度訪問介護	時間	2,528.0	4,325.0	3,609.0
	実人	14	13	13
行動援護	時間	0	0	10.5
	実人	0	0	1
重度障害者等 包括支援	時間	0	0	0
	実人	0	0	0
合 計	時間	9,594.0	11,039.5	10,406.0
	実人	229	240	255

## サービス見込量設定の考え方

サービス見込量は、サービス利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しつつ、次の考え方により設定します。

サービス種別	実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
居宅介護	ホームヘルパーを派遣し、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	月間総時間数	サービスの利用状況の平成19年度、20年度の実績と利用者の増加を基に見込量を算出しました。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。		
行動援護	知的障害または精神障害により自己判断による行動が困難で、常時介護を必要とする人に、外出時の移動の支援や、行動の際に生じる危険を回避するために必要な援護などを行います。		
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に対し、サービス利用計画に基づき、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。		

## 各年度のサービス見込量

各年度のサービス見込量は、次の通りとします。

図表 31 訪問系サービスの見込量（月間）

サービス種別		H21 年度	H22 年度	H23 年度
居宅介護	時間	7,380	7,980	8,580
	実人	260	280	300
重度訪問介護	時間	3,900	4,200	4,500
	実人	14	14	15
行動援護	時間	20	30	40
	実人	2	3	4
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
	実人	0	0	0

## ( 2 ) 日中活動系サービス

### サービスの現状

日中活動系サービスについては、平成15年度以降、支援費制度等に基づき、3障害の法定施設やデイサービスセンター、小規模作業所等により、入所や通所サービス、児童を含めたデイサービス、短期入所、その他サービスが実施されてきました。

今後は、施設入所者や退院可能精神障害者の地域生活への移行を支援するために、サービス利用の伸びを踏まえつつ、自立訓練や短期入所等の提供体制を整備する必要があります。

また、一般就労に向けた就労移行支援等の提供体制の整備を進め、住みなれた自宅等での生活や地域生活への移行、一般就労への移行を支えていくことが課題です。

図表 32 日中活動系サービスの利用状況（月間）

		H18年10月	H19年10月	H20年9月
生活介護	延入日	135	929	2,569
	実人	6	41	121
自立訓練（機能訓練）	延入日	0	41	56
	実人	0	2	4
自立訓練（生活訓練）	延入日	0	0	40
	実人	0	0	2
就労移行支援	延入日	84	253	563
	実人	4	15	35
就労継続支援（A型）	延入日	0	21	22
	実人	0	1	1
就労継続支援（B型）	延入日	42	177	749
	実人	2	8	51
療養介護	延入日	60	91	90
	実人	2	3	3
児童デイサービス	延入日	702	493	425
	実人	60	92	75
短期入所	延入日	183	107	194
	実人	7	10	20

## サービス見込量設定の考え方

サービス見込量は、サービス利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しつつ、次の考え方により設定します。

### 生活介護

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	月間総利用入日	現在、身体障害者療護施設や知的障害者更生施設を利用している方の新法移行と、新規利用者数を想定して算出しました。

### 自立訓練（機能訓練）

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 【標準利用期間（18か月）】	月間総利用入日	現利用者のサービス利用状況の推移から見込量を算出しました。

### 自立訓練（生活訓練）

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 【標準利用期間（24か月）】 【長期入所・入院（36か月）】	月間総利用入日	市内障害者施設に通う方や特別支援学校等を卒業した方の一部を想定して算出しました。

## 就労移行支援

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
<p>一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。</p> <p>【標準利用期間（24か月）】</p>	月間総利用人数	市内施設の新体系移行に関するアンケートの結果に基づき、事業所数及び利用者数を抽出した数値に、人口増に伴う障害者の増加を予測して見込みました。

## 就労継続支援（A型）

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供します。</p> <p>事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。</p> <p>一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。</p> <p>なお、労働基準法など関係法規を遵守する必要があります。</p>	月間総利用人数	市内施設の新体系移行に関するアンケートの結果に基づき、事業所数及び利用者数を抽出した数値に、人口増に伴う障害者の増加を予測して見込みました。

## 就労継続支援（B型）

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供します。</p> <p>就労の機会や生産活動の機会を提供します。（雇用契約は締結しない）</p> <p>一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。</p>	月間総利用人数	市内施設の新体系移行に関するアンケートの結果に基づき、事業所数及び利用者数を抽出した数値に、人口増に伴う障害者の増加を予測して見込みました。

## 療養介護

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。	月間総利用入日	近年の利用状況から、現状維持を見込みました。

## 児童デイサービス

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	月間総利用入日	平成18年から20年までの利用量の伸び率により見込みました。

## 短期入所

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	月間総利用入日	平成18年から20年までの利用量の伸び率により見込みました。

## 各年度のサービス見込量

サービス見込量の確保にあたっては、サービス利用希望者を適切に把握するとともに、今後想定されるニーズに対応できるよう、これらの事業を行う意向を有する事業者等の把握に努めながら、多様な事業者の参入を促進します。

また、就労移行支援や就労継続支援については、利用者における自立した生活を支えることができるよう、福祉施設と地域の関係機関、企業などの連携のもとで、工賃の確保にも留意していきます。

さらに、生活介護や短期入所など、そのほかの日中活動系サービスについても、身近な地域で必要なサービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めていきます。

図表 33 日中活動系サービスの見込量（月間）

サービス種別		H21 年度	H22 年度	H23 年度
生活介護	延人日	3,080	3,520	10,560
	実人	140	160	480
自立訓練（機能訓練）	延人日	126	126	126
	実人	5	5	5
自立訓練（生活訓練）	延人日	220	330	660
	実人	10	15	30
就労移行支援	延人日	1,100	1,320	1,540
	実人	50	60	70
就労継続支援（A型）	延人日	660	660	660
	実人	30	30	30
就労継続支援（B型）	延人日	3,740	5,500	7,700
	実人	170	250	350
療養介護	延人日	91	91	91
	実人	3	3	3
児童デイサービス	延人日	500	625	750
	実人	100	125	150
短期入所	延人日	200	200	200
	実人	20	20	20

### (3) 居住系サービス

#### サービスの現状

居住系サービスについては、平成15年度以降、支援費制度等に基づき、3障害の法定施設（入所）や知的障害者通勤寮、グループホーム等により、居住の場を提供するサービスが実施されてきました。

過去3年間の利用状況は、3障害法定施設（入所の更生施設や授産施設、生活訓練施設等）、グループホーム等居住系サービスともに、緩やかな増加傾向となっています。

今後は、施設入所者や退院可能精神障害者の地域生活への移行を見すえて、グループホームやケアホーム等の提供体制を整備することが課題です。

図表 34 グループホーム等居住系サービスの利用状況（月間）

		H18年10月	H19年10月	H20年9月
共同生活援助 (グループホーム)	実人	7	8	13
共同生活介護 (ケアホーム)	実人	5	9	14
施設入所支援	実人	8	47	91

#### 参考

		H18年10月	H19年10月	H20年9月
旧法施設支援(入所)	実人	277	236	206

## サービス見込量設定の考え方

サービス見込量は、サービス利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しつつ、次の考え方により設定します。

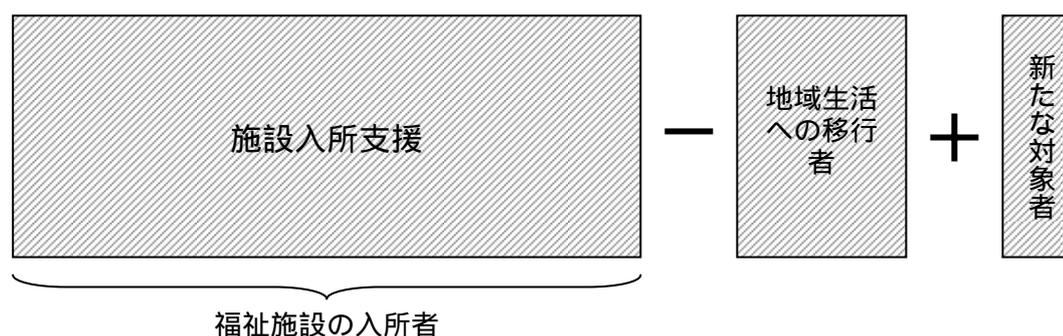
### 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

サービス種別	実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
共同生活援助 （グループホーム）	介護を必要としない、就労または自立訓練、就労移行支援等を利用している障害者に対し、夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談、食事提供等の日常生活上の援助を提供します。	月間利用人数	生活ホームがケアホームに移行することを前提に、利用者数を算出し、新規に立ち上げるグループホーム・ケアホームの利用者数と他市の利用を想定して算出しました。
共同生活介護 （ケアホーム）	介護を必要とする障害者に対し、夜間や休日、共同生活を行う住居において、入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。		

### 施設入所支援

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
施設に入所する障害者に対して、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	月間利用人数	第1期計画時点の平成17年度現在の福祉施設の入所者数を基礎として、入所者の地域生活への移行者数を控除し、ケアホーム等での対応が困難な対象者など真に必要と判断される数を加えた上、事業者動向を勘案して利用者数及び量を見込みました。

【サービスの対象者及び見込量算出イメージ】



各年度のサービス見込量

各年度のサービス見込量は、次の通りとします。

サービス見込量の確保にあたっては、事業者による共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）の整備を促進するとともに、事業者への必要な支援に努めます。

また、施設入所支援については、市町村審査会を通じて決定する障害程度区分に基づき、必要な人が利用できるよう努めます。

図表 35 居住系サービスの見込量(月間)

サービス種別		H21 年度	H22 年度	H23 年度
共同生活援助	実人	30	40	50
共同生活介護	実人	50	70	90
施設入所支援	実人	140	190	290
旧法施設支援（入所）	実人	100	50	0

#### (4) 指定相談支援(サービス利用計画作成)

##### サービスの現状

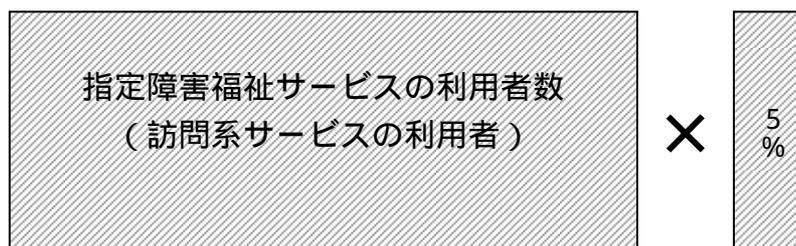
指定相談支援(サービス利用計画作成)は、いわゆるケアマネジメントを行うサービスです。市や指定相談支援事業者等による総合的な相談支援体制の中で、当該サービスを必要とする人(自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難なひとり暮らしの人など)を適切に把握し、サービスを提供していきます。

##### サービス見込量設定の考え方

サービス見込量は、サービス対象者等を勘案しつつ、次の考え方により設定します。

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
障害福祉サービスを利用する障害者のうち、特に計画的なプログラムに基づく支援を必要とする人に対して、指定相談支援事業者がサービス利用計画の作成、障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うものです。	月間利用人数	指定障害福祉サービスの利用者数(訪問系サービスの利用者)を基礎として、支援を必要とする人の割合について、対象者の5%を想定し見込みました。

##### 【サービスの対象者及び見込量算出イメージ】



## 各年度のサービス見込量

本市における各年度のサービス見込量は、次の通りとします。

サービス見込量の確保にあたっては、地域生活支援事業により実施される相談支援事業などを通じて、サービス利用計画の作成を必要とする人の適切な把握に努めます。

図表 36 指定相談支援（サービス利用計画作成）の見込量（年間）

サービス種別		H21 年度	H22 年度	H23 年度
指定相談支援 （サービス利用計画作成）	実人	14	15	16

### 3 市が行うことと定められているサービス（地域生活支援事業）の見込量の設定

地域生活支援事業は、障害者自立支援法第77条に基づき、障害者及び障害児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

地域生活支援事業の実施にあたり、本市では次の3点の基本的な考え方を重視しながら、事業の計画的・効果的な実施に努めます。

本市の実情や利用者の状況を勘案し、地域生活支援事業に関わるサービス提供体制を確保します。

身体・知的・精神の3障害に対応した、実効性のある障害者ケアマネジメントが行える相談支援体制をつくり、当事者の生活を支援する仕組みを確保します。

事業の効率性を高めながら、インフォーマルサービスの活用・育成にも取り組みます。

#### （1）実施する事業の内容

サービス種別	実施内容
障害者相談支援事業	障害者等の生活や障害福祉サービスの利用などについて、障害者や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関との連絡調整など障害者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障害者等が自立した日常生活または社会生活が送れるように総合的・継続的に支援します。
地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉などのシステムづくりに関して、中心的な役割を果たす協議の場として「川口市地域自立支援協議会」を設置します。
障害児等療育支援事業	在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児が身近な地域で療育指導等が受けられるよう、訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導や保育所や障害児通園事業等の職員の療育技術の向上を図ります。
市町村相談支援強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施できるよう、一般的な相談支援事業に加え、専門的な相談支援などを要する困難ケースなどへ対応できる専門的職員を配置し、機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します（グループホーム等入居除く）。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を援助します。

# 相談支援事業を中心とする地域生活支援事業等の提供体制

市 民

障害福祉サービスを利用したい。家族として相談したい。  
地域で自立した生活を営むための支援を受けたい。等

障害者相談支援事業所（6カ所）・市  
（各種相談に対し事業所間・市で連携）

連携

川口市地域自立支援協議会

（地域連携部会・生活支援部会・就労支援部会）

構成機関（市、障害者相談支援事業所、サービス事業者、  
保健・医療機関、障害当事者団体等）

（事例検討）

情報の提供  
サービス受給者証の  
発行(市)等

障害者（必要なものを組み合わせて利用）

障害福祉  
サービス

訪問系  
サービス

日中活動系  
サービス

居住系  
サービス

地域生活支援事業

コミュニケーション事業

手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業

移動支援事業

外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援

日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を提供する事業（現行の短期入所の日中受入等）

日常生活用具給付等事業

日常生活の便宜を図るための用具を購入する費用の援助

地域活動支援センター事業

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等

社会参加促進事業

声の広報等発行事業、自動車運転免許取得費助成事業、自動車改造費助成事業、リフト付自動車貸出事業

■ は必須事業、□ は任意事業

## ( 2 ) 各年度のサービス見込量

各年度のサービス見込量は、次の通りとします。

### 相談支援事業

方針	事業内容	見込量算出の考え方
障害者等の生活や障害福祉サービスの利用などについて、障害者や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関との連絡調整など障害者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障害者等が自立した日常生活または社会生活が送れるように総合的・継続的に支援します。	障害者相談支援事業	地域に密着した身近な相談窓口として行政区域ごとに相談の支援事業所の配置を目標に設定しました。

### コミュニケーション支援事業

方針	事業内容	見込量算出の考え方
手話通訳者・要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、音訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を仲介します。	手話通訳者の派遣事業 要約筆記者の派遣事業 手話通訳者設置事業	平成19年度の利用実績に手帳所持者の増加の推移を勘案して見込量を算出しました。

## 日常生活用具給付等事業

方針	事業内容	見込量算出の考え方
事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付等に努めます。	介護・訓練支援用具	給付実績の増減傾向が明確ではないため、平成18～20年の年間最多給付実績を見込量としました。
	自立生活支援用具	
	在宅療養等支援用具	
	情報・意思疎通支援用具	
	排泄管理支援用具	平成19年度の利用実績に手帳所持者の増加の推移を勘案して見込量を算出しました。
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付実績の増減傾向が明確ではないため、平成18～20年の年間最多給付実績を見込量としました。

## 移動支援事業

方針	事業内容	見込量算出の考え方
障害特性やニーズに対応できる提供体制の整備に努めるとともに、ニーズの拡大に対応できるように、サービス提供事業者の参入の促進に努めます。	移動支援事業	平成19年度の利用実績に手帳所持者の増加の推移を勘案して見込量を算出しました。

## 地域活動支援センター事業

方針	事業内容	見込量算出の考え方
障害特性に応じた活動の場の充実とともに、活動内容の充実に努め、地域生活支援の促進が図られるよう努めます。	地域活動支援センター 型	地域の連携を中心とし、障害特性に応じた支援するため、各障害の中核となるよう設置数を勘案しました。 また、利用者は要綱の最低基準人数で算出しました。
	地域活動支援センター ・ 型	市内に偏りのない配置を検討し、行政区域を参考に必要数を勘案して設定しました。 また、利用者は要綱の最低基準人数で算出しました。

## その他の事業

方針	事業内容	見込量算出の考え方
サービス提供事業者と連携し、ニーズに対応できる体制の確保に努めます。	日中一時支援事業	他市事業所の受け入れ態勢や市民アンケートの結果から算出しました。
	社会参加促進事業	第1期計画の実施事業数を継承し、見込数を算出しました。

図表 37 地域生活支援事業の見込量

事業種別		H21 年度	H22 年度	H23 年度	
(1) 相談支援事業					
相談支援事業					
障害者相談支援事業	(実施見込箇所数)	7	8	9	
地域自立支援協議会	(実施見込箇所数)	実施 1	実施 1	実施 1	
障害児等療育支援機能強化事業	(実施見込箇所数)	実施 1	実施 1	実施 1	
市町村相談支援機能強化事業	(実施見込箇所数)	実施 7	実施 8	実施 9	
住宅入居等支援事業	(実施見込箇所数)	実施 2	実施 2	実施 2	
成年後見制度利用支援事業	(実施見込件数)	実施 2	実施 4	実施 5	
(2) コミュニケーション支援事業					
手話通訳者派遣事業	(実利用見込者数)	1,100	1,200	1,300	
要約筆記者事業	(実利用見込者数)	15	20	25	
手話通訳者設置事業	(実設置見込者数)	1	1	1	
(3) 日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	(給付見込件数)	11	11	11	
自立生活支援用具	(給付見込件数)	53	53	53	
在宅療養等支援用具	(給付見込件数)	45	45	45	
情報・意思疎通支援用具	(給付見込件数)	90	90	90	
排泄管理支援用具	(給付見込件数)	6,500	7,000	7,500	
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	(給付見込件数)	8	8	8	
(4) 移動支援事業					
	(実利用見込者数)	2,880	3,120	3,480	
	(延利用見込時間数)	19,560	21,240	23,640	
(5) 地域活動支援センター事業					
地域活動支援センター	(実施見込箇所数)	市内	5	7	9
		市外	2	3	6
	(実利用見込者数)	市内	840	1,080	1,440
		市外	24	36	84
(6) その他事業					
日中一時支援事業	(実施見込箇所数)	1	1	2	
	(月間延利用見込者数)	40	60	80	
社会参加促進事業	(実施事業数)	4	4	4	



## 第5章 重点的な取組

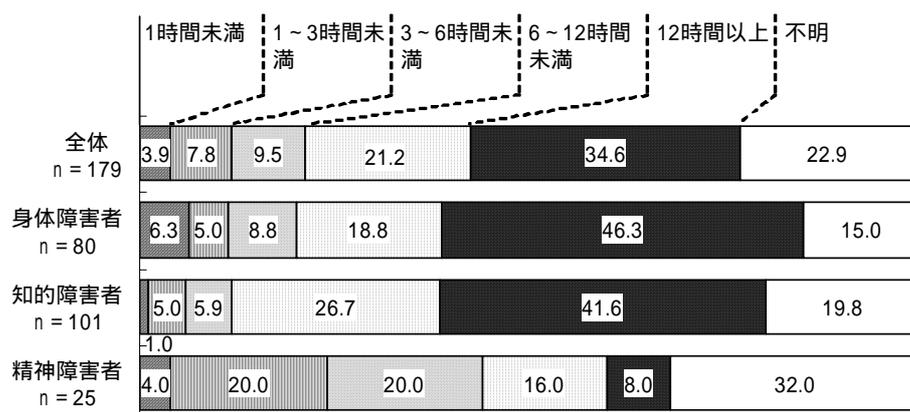
# 1 訪問系サービスにおける重点的な取組

## (1) 現状と課題

### 課題 1-1 きめ細やかな介護者への支援

「12 時間以上」の介助・見守りをしている介護者が身体障害者、知的障害者では4割を超え、重い介護負担をうかがわせています。また、介護者の高齢化が進む中であって、本市では4割は40～50歳代と比較的若い介護者であることが特徴で、介護と仕事や生活（ワーク・ライフ・バランスの推進）などとの両立も視野に入れる必要があります。

図表 38 1日あたりの介助・見守りの時間（市民アンケート）



注：介護者がいる人のみの回答

1日平均の介助・見守り時間は、「12時間以上」が34.6%と最も多く、「6～12時間未満」が21.2%が続いています。障害種別にみると、身体障害者と知的障害者の介護者では「12時間以上」が4割強を占めています。

～市民アンケート自由意見では～

親も介助するには限界があります。特に体力的に年々きびしくなるので有償でもいいので、他人に依頼出来る事は今からどんどんお願いしたいところですが、相手が不足しているのが現状だと思います。福祉の人材に手厚い保護をお願いしたいです。

以前、「しらゆり」に1泊をお願いし、つれていきましたが、微熱があり、宿泊できませんでした(家に帰ると熱はさがりましたが)。翌日仕方なく1人留守番をさせ、法事に行きましたが、気が気ではありませんでした。そんな時のめるヘルパーさんが家に来てくれたら...とこのアンケートに答えながら思いました。

## 課題 1-2 障害特性に合った介護サービスの提供

居宅介護（ホームヘルプサービス）は、障害の特性を理解して提供することがたいへん重要ですが、現状では障害者を介護する人材が不足しています。障害者を理解しているヘルパーを確保する必要があります。

～意見交換会では～

重度障害者のヘルパーを引き受ける事業所が少ない。ヘルパー不足で事業所も悩んでいる。有資格者のヘルパー派遣が難しい。有資格者でなくても対応できる制度があるが、家族以外のボランティアや友人など登録した人を自分で探すのは限界がある。制度があっても登録できる人がいない。事業所でも制度が使えるようにしてほしい。行政に実態把握を望む。

～平成 18 年実施の市民アンケートでは～

ホームヘルプサービスを利用しない理由は、利用者が必要とする意向が伝わらず、ヘルパー会社に合わせないといけないから。

## (2) 重点的な取組

3 障害が共通の制度の下でサービス提供が行われることを踏まえつつ、サービス提供事業者に対して障害特性を理解したヘルパーの確保・養成を促し、きめ細やかな介護者への支援と質の高いサービスの提供に取り組みます。

また、重度訪問介護や行動援護、重度障害者等包括支援については、サービス対象者の適切な把握に努め、ニーズに応じたサービス提供事業者の確保に努めます。

### 具体的な取組

#### ヘルパーの質の向上

障害特性を理解するためのヘルパー研修を身体障害者・知的障害者にも拡充し、実施します。  
ヘルパー相互の情報交換を推進します。

#### ヘルパー事業所の拡大と連携

他機関で行われる研修等の周知を継続して行います。  
介護保険事業所に障害者自立支援法を周知し、障害福祉サービスへの関与を促します。  
ヘルパー事業所に対して障害福祉サービス提供に関する指導や支援を継続して行います。

#### 相談支援事業所とヘルパー事業所の連携

ヘルパー事業所が抱える困難ケースに対し、相談支援事業所等のサポート体制をさらに充実します。  
障害者ケアマネジメントの技法を活用した、障害福祉サービスの提供を実施します。

#### 支給基準による障害福祉サービスの提供

本市の実情にあった支給基準とするため、川口市地域自立支援協議会等の意見を参考として、支給基準を作成し、これを周知します。

## 2 日中活動系サービスにおける重点的な取組

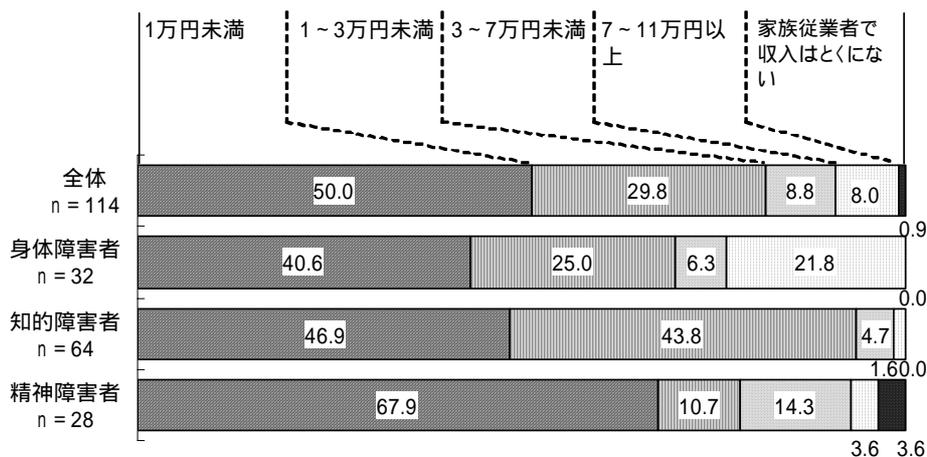
### (1) 現状と課題

#### 課題2-1 就労支援の充実

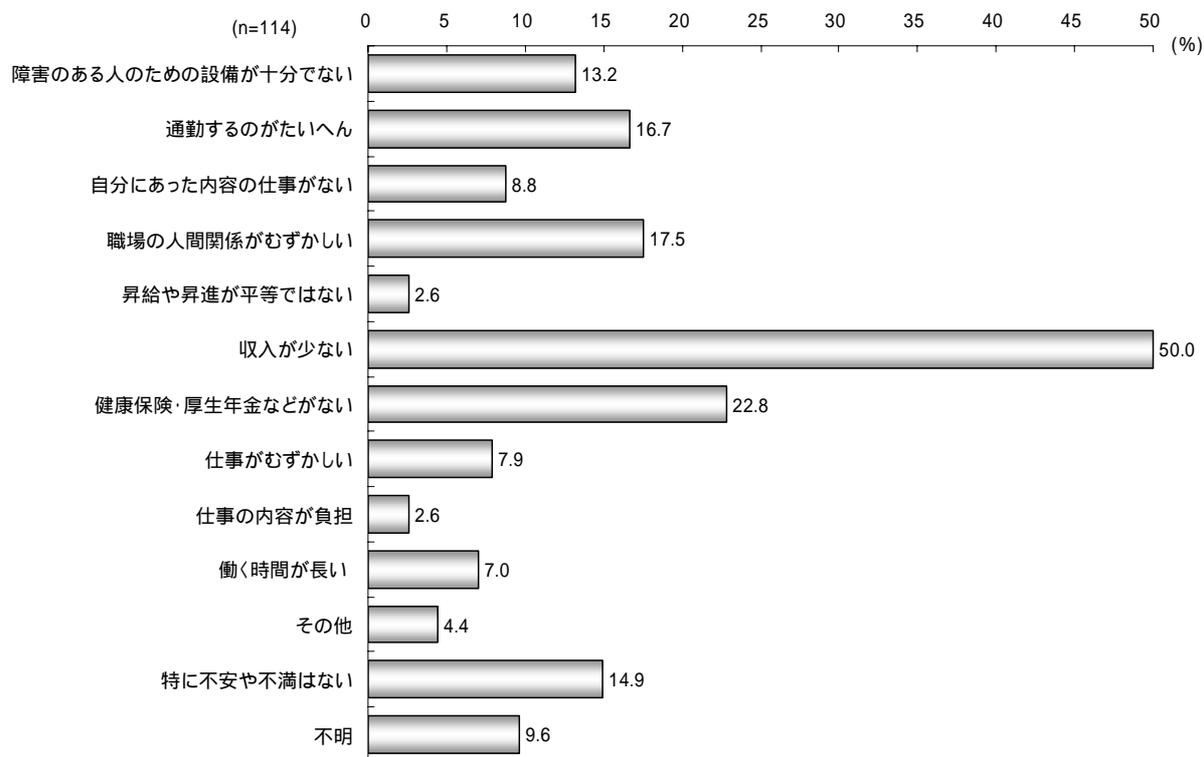
働いた収入が1万円に届かない人が半数に達しており、収入が少ないことが不安や不満につながっています。また、生活で困っていることや不安に思うことについても「十分な収入が得られない」が3割にのぼります。

働く意欲があってもこれを実現するためには、いまだに高いハードルがあります。就労支援事業所、関係機関との連携をさらに強化し、働きたいと希望する障害者の就労を促進する必要があります。就労支援事業所の充実とともに市の地域特性を踏まえた施設配置や関係機関の連携強化があらためて求められています。また、本市はものづくりのまちとして伝統があり、中小企業などの組織を活用した“川口らしい就労支援システム”構築の可能性があるといわれています。

図表 39 1ヶ月の給料（市民アンケート）

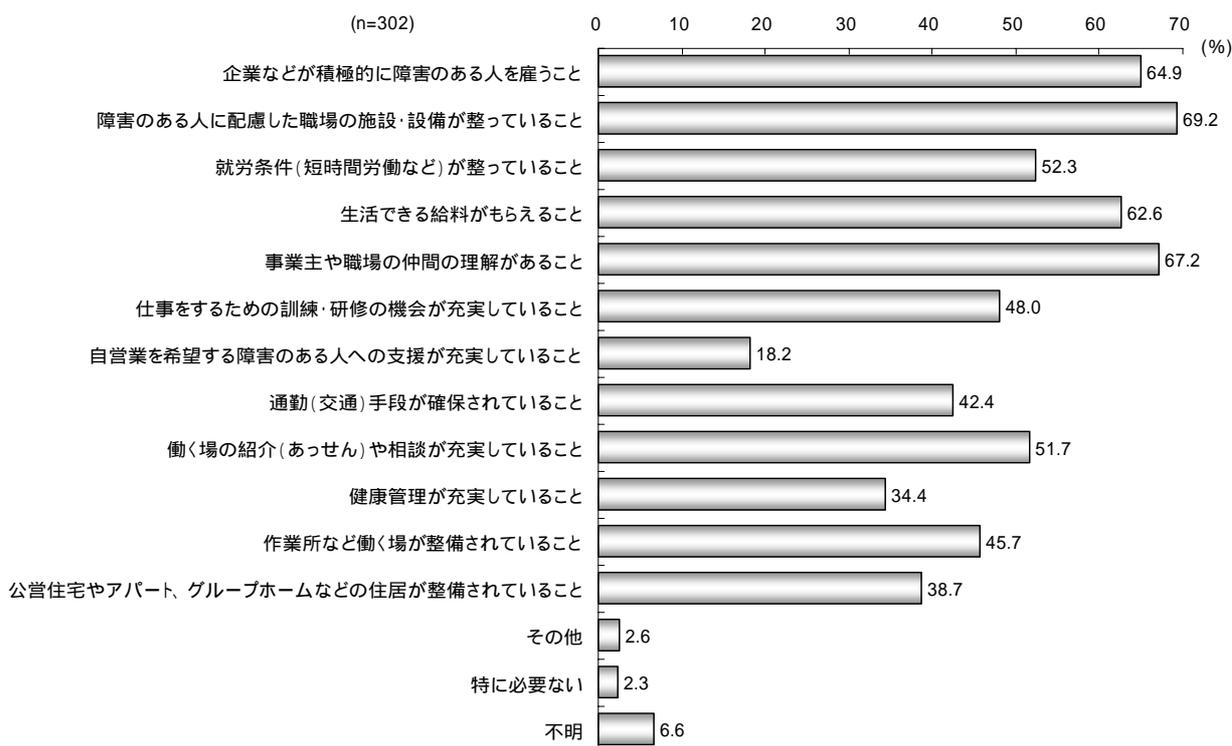


図表 40 仕事上での不安や不満（市民アンケート）



1ヶ月の給料は、障害者全体では「1万円未満」が50.0%で最も多く、次いで「1～3万円未満」が29.8%、「3～7万円未満」が8.8%となっています。こうしたことを反映し、仕事上での不安や不満としては、「収入が少ない」が50.0%で最も多くなっています。

図表 41 障害者の就労に必要なこと（市民アンケート）



「障害のある人に配慮した職場の施設・設備が整っていること」が 69.2% と最も多く、次いで「事業主や職場の仲間の理解があること」67.2%、「企業などが積極的に障害のある人を雇うこと」64.9%、「生活できる給料がもらえること」62.6%が多くあげられています。

～市民アンケート自由意見では～

精神障害の人が仕事を探す時、90%は電話で断られる。繰り返す度、病気が悪化する場合もある。障害者が働く場所と、橋渡ししてくれるサービスがもっと必要だ。

本人にあった働き口が少なすぎる！

短時間でもしくは週 2 日位で働ける場所をハローワークと協力してつくってください。

軽い障害の人も安心して働く所があれば良いと思います。収入が 4 万位でも良いのです。

～関係団体アンケートでは～

高等部卒業後に社会性を身につける場としての公共施設が絶対ほしい。

ジョブコーチを必ず配置する。

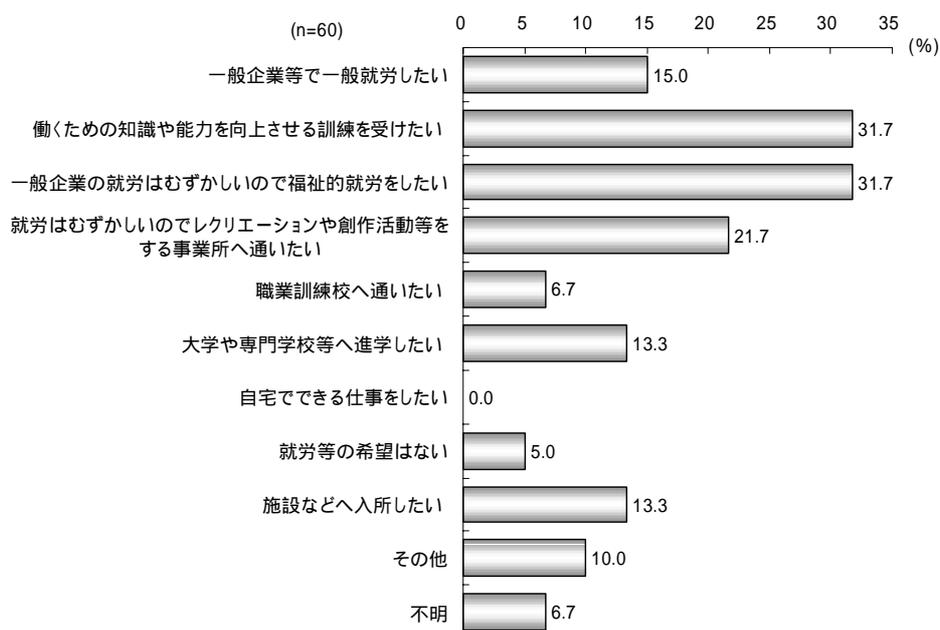
～意見交換会では～

川口市は面積も広く人口も多い。サービス利用する側として利便性が高い地域とそうでない地域がある。自分がサービスを受けたいところまで行きたいというニーズもある。

地域活動支援センターや就労移行支援 B 型など自由に選べたり併用できるのか。

地域でバラツキのあるサービスは充実できるのか。

図表 42 希望する進路（市民アンケート～障害児）



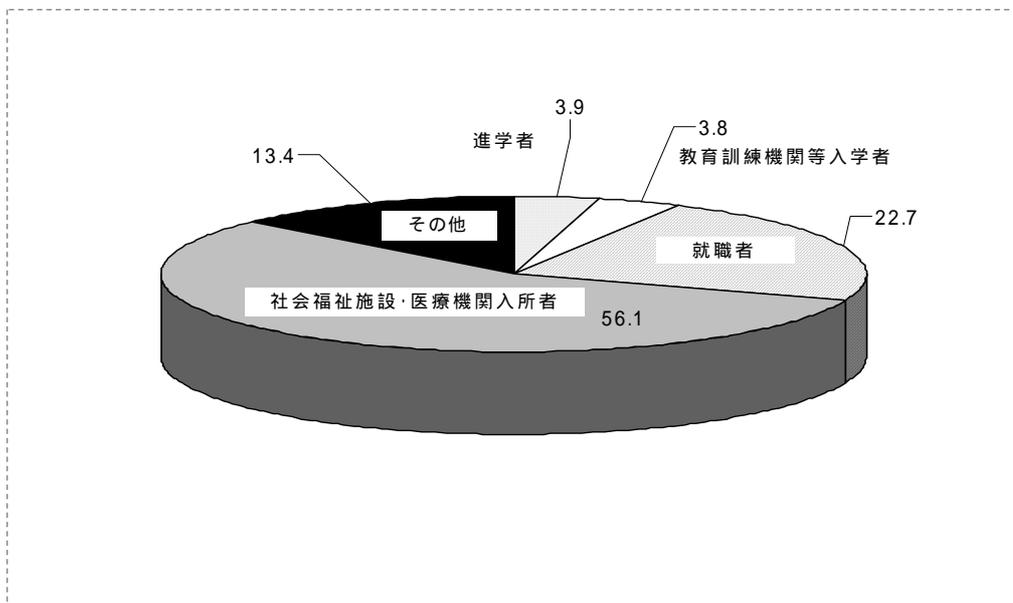
進路の希望としては、「働くための知識や能力を向上させる訓練を受けたい」と「一般企業の就労はむずかしいので福祉的就労をしたい」がともに 31.7%で並んでいます。次いで「就労はむずかしいのでレクリエーションや創作活動等をする事業所へ通いたい」が 21.7%となっています。

図表 43 自立支援法施行による新体系への移行内容と障害児の進路比較（事業者・市民アンケート～障害児）

新体系		合計	事業者（536人） 構成比	障害児（60人） 構成比
生活介護		215名	-	-
自立訓練	生活訓練	10名	-	-
	機能訓練	6名	-	-
就労移行支援		32名	6.0 (%)	15.0 (%)
就労継続支援	A型	12名	2.2 (%)	31.7 (%)
	B型	184名	34.3 (%)	31.7 (%)
グループホーム		0名	-	-
ケアホーム		0名	-	-
地域活動支援センター	型	-	-	-
	型	77名	14.4 (%)	21.7 (%)
	型	-	-	-
合計		536名	100.0 (%)	100.0 (%)

障害児の希望進路では、就労継続支援 A 型・B 型がいずれも 31.7%、地域活動支援センターが 21.7%、就労移支援が 15.0%と多様ですが、新体系への移行予定数と比べると差が生じるサービスが見られます。

図表 44 特別支援学校卒業後の進路（参考）



資料：文部科学省 / 卒業者の進路状況（平成 18 年 3 月卒業者）

平成 18 年 3 月の盲・聾・養護学校高等部（本科）卒業者の進路は、就職者が 22.7%にとどまり、半数を超える 56.1%が「社会福祉施設・医療機関」となっています。

～市民アンケート自由意見では～

ほとんど親が面倒をみているので、親がいなくなった時、どうなるのか不安があります。(まだ子どもなので) 特別支援学校に通っていますが、来年 3 月で卒業です。卒業後の施設が、川口市には人数がいっぱいで、入れる施設がありません！！在宅では子どももかわいそうです。本当に来年度から子ども達はどうしたらいいのか、途方に促しています。

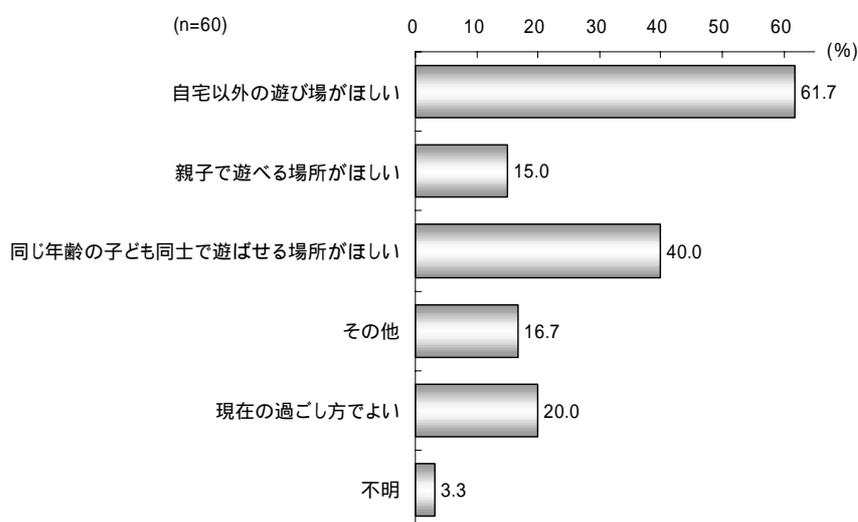
特別支援学校卒業後の進路に対し、不安に思います。わかり学園の移行を早急に決め、卒業生が在宅の生活にならないようにして頂きたい。

## 課題 2-2 障害児の放課後や長期休暇の居場所づくり、体験活動の充実

障害のある子どもの9割近くは放課後、自宅で家族と過ごしています。このため、自宅以外の遊び場や同年齢の子ども同士で遊べる場所への高い要望がみられます。障害のある子どもの社会参加や自立に向けて、放課後や夏休みなどの長期休暇における居場所づくりを進める必要があります。

図表 45 希望する放課後の過ごし方（市民アンケート～障害児）

「自宅以外の遊び場がほしい」が61.7%で最も多く、次いで「同じ年齢の子ども同士で遊ばせる場所がほしい」が40.0%となっています。



～市民アンケート自由意見では～

身体、知的に障害のある子どもはなかなか健常児の子と関わり合いを持てる機会がありません。状態によっては、公民館の遊び広場に行くのもためらいがあります。でも健常児の子の刺激を受けさせたいと思っている親はたくさんいます。障害のある子が健常児の中に入って行くのではなく、健常児が障害のある子どもの中に入って

くれ、子どもも、むしろ親の方が差別や偏見をなくしてくれればいいなと、そういう場所があるといいなと思う。小学生の息子ですが、子どもの為にやらせてあげたい水泳やダンス、太鼓、本人が興味があっても受け入れてくれる場所がなかったり一般向けのものだと障害者の扱い方がわからず、こちらが気を使いすぎてしまうので、障害のある子どもも参加しやすい活動があると嬉しいです。

個々の教育指導が受けられる場所を作ってほしいです。障害のある人達が、すこしでも住みやすい、生きやすい場所となる様、地域の皆様の理解がひろがる様に願っています。

### 課題 2 -3 医療的ケア体制の確立

たんの吸引や栄養摂取や導尿など医療的ケアを必要とする障害者は年々増加してきています。現状では家族が在宅ですべてを抱え込まざるを得ず、介護者の身体的・精神的負担が増大しています。また、重度障害者を支える地域の社会資源は十分ではなく、医療的ケアが必要であるために福祉・医療・保健サービスの狭間に立つことが少なくありません。

～市民アンケート自由意見では～

24時間365日、医療ケアが必要です。ほぼ母親ひとりで行っており、心身ともに限界です。レスパイトできる施設がほしいです。医療ケアのある者を預ける所がありません。体調が悪くてもがまんして無理してがんばっています。何とかして下さい。

日常的に医療頻度の高い人たちが、安心して生活が送れるようサポートが欲しい。吸引や呼吸管理等がある人が利用できるヘルパー制度、一時預りなどがあれば介護者の負担も少し軽減できると思う。

川口市は重度者をうけ入れてくれる病院がないと思います。何かあった時に、気軽に、そして家族の身になって思ってくれる病院があってほしいです。

## (2) 重点的な取組

利用者本人の希望と障害特性を勘案した施設利用を推進し、誰もが身近な地域での居場所が確保できるよう、本市の地域特性を踏まえた施設配置を推進します。

また、地域自立支援協議会において、本市の実情に合った就労支援のあり方を検討しながら、川口市障害者就労支援センターをはじめとする関係機関や就労支援事業所とのネットワークづくりに取り組みます。

### 具体的な取組

地域及び利用者ニーズに合わせた施設配置の検討

利用者のニーズを第一に考えた事業サービスの移行を推進します。  
地域自立支援協議会生活支援部会において新体系移行の調査・研究を行います。  
利用者が自ら施設を選べる環境づくりと情報提供を進めます。  
重度心身障害者(児)の日中一時支援を実施します。  
不足する児童デイサービス等の充実を図ります。

就労支援事業所の充実

川口市障害者就労支援センターと各事業所の連携強化を推進します。  
就労支援員を養成し、各事業所への配置を検討します。  
就労に関する行政機関や社会基盤と連携し、就労移行を推進します。  
地域自立支援協議会就労支援部会において、本市における就労支援のあり方を検討します。

市内施設間の連携を図る支援の実施

施設職員の交流や研修により施設間の格差をなくし、意識の向上を図ります。  
地域自立支援協議会地域連携部会においてネットワーク強化について検討します。  
川口市障害者施設運営団体連絡会への協力を行います。

障害特性と本人のニーズを勘案した施設利用の実施

施設利用希望者に対して障害者ケアマネジメントの手法を活用した相談を行い、適切な支援を行います。  
一時入所事業(しらゆりの家)などの市の独自事業の有効活用を推進します。

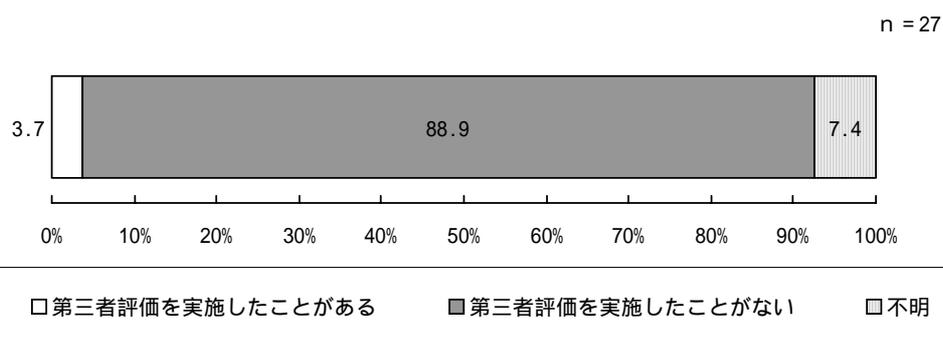
### 3 居住系サービスにおける重点的な取組

#### (1) 現状と課題

##### 課題3-1 サービスの質の向上

障害者の増加や豊かな生活へのニーズの高まりとともに、サービス需要の増加が予想されることから、今後、様々な事業者の参入も期待されます。現状では福祉サービスの第三者評価を行った事業者は、3.7%にとどまり（事業者アンケート）、サービスの質の維持・向上が懸念されます。

図表 46 福祉サービスの第三者評価<sup>2</sup>（事業所アンケート）



福祉サービスの第三者評価を行った事業者は27事業所中3.7%です。

<sup>2</sup> 福祉サービスの第三者評価：

サービスの質の向上と、適切なサービス選択に役立つための制度、それが「福祉サービス第三者評価」です。社会福祉基礎構造改革において、利用者本位の社会福祉制度の確立が打ち出されました。事業者は質の高い福祉サービスを提供しなければ、利用者から選択されることが難しくなり、また、利用者は、より質の高い福祉サービスを求めることとなります。つまり、事業者は、自らが積極的にサービスの質の向上に向けて取り組むことが重要になります。

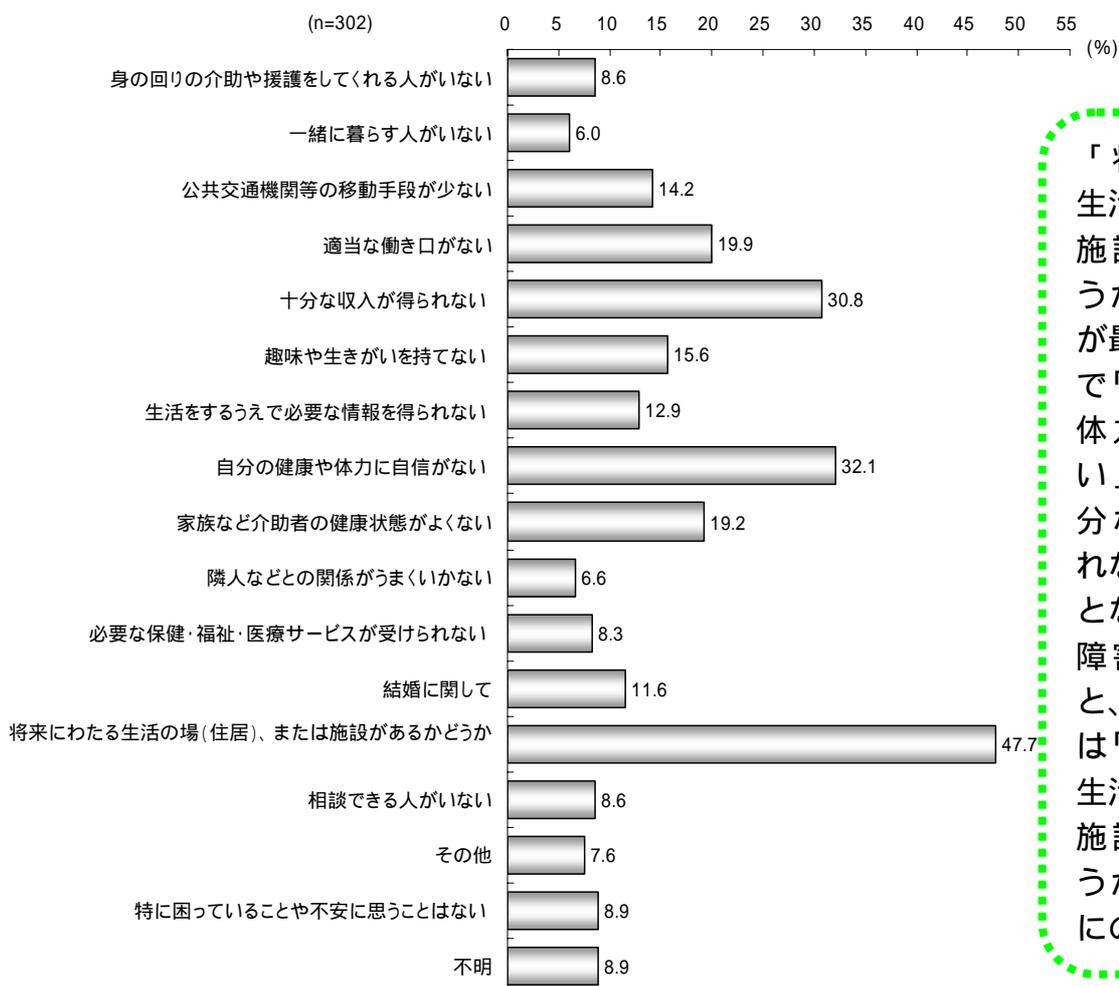
第三者評価は、福祉サービスの質の向上を図るきっかけとなる仕組みです。

### 課題3-2 安全・安心・豊かな暮らしの実現

日常の中でもっとも不安なことは、将来にわたる生活の場がどうなるのかということです。この不安は知的障害者では3分の2近くへのぼり、ケアホームやグループホームの整備を求める声は一層高くなっています。一方、事業者アンケート（27 事業所）では、グループホーム・ケアホームへの移行予定はみられませんでした。障害のある人の安全で安心な暮らしの基本となる住宅の整備を促進する必要があります。

精神科病院から退院可能な市民の地域移行（退院促進）が図られることになっており、地域で生活する上で必要なサービスの整備と住民の理解が求められています。

図表 47 生活で困っていることや不安に思うこと（市民アンケート）

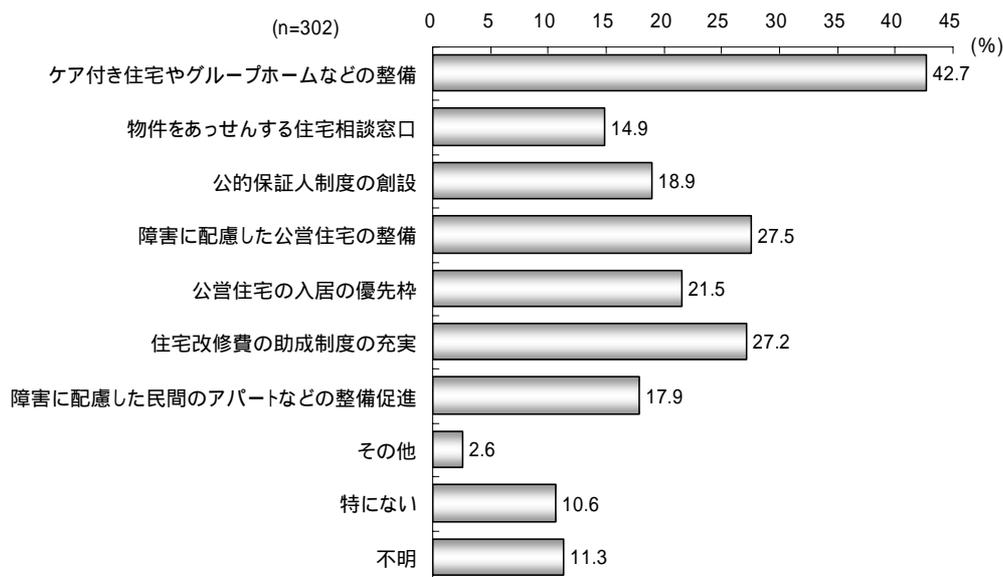


「将来にわたる生活の場、または施設があるかどうか」（47.7%）が最も多く、次いで「自分の健康や体力に自信がない」が32.1%、「十分な収入が得られない」が30.8%となっています。障害種別にみると、知的障害者では「将来にわたる生活の場、または施設があるかどうか」が62.3%へのぼります。

～市民アンケート自由意見では～

親亡き後を考えると健康保険について不安があります。本人の月収入から保険料を支払う事は不可能な状態で無理に支払うと月々の生活が立ち行かない。将来はグループホーム等でお世話になりたいと考えますが、年金と月収で支払うと余裕がない状況です。

図表 48 市に望む住宅施策（市民アンケート）



市に望む住宅対策としては、「ケア付き住宅やグループホームなどの整備」が 42.7%と最も多く、「障害に配慮した公営住宅の整備」(27.5%)と「住宅改修費の助成制度の充実」(27.2%)が続いています。障害種別にみると、知的障害者では「ケア付き住宅やグループホームなどの整備」が 68.4%と最も多くなっています。

～市民アンケート自由意見では～

川口市には入所施設がないとのこと。現在車椅子生活ですが、これから年を重ねるとどうなるか心配です。一人になった時、同じ障害者数人と暮らせるグループホーム的な制度があればと思います。

地域(親元)で安心して生活していくには、その場の状況に応じてサービスが受けられる受け皿が必要です。ケアホーム、グループホームの整備をお願いします。

公営住宅(特に市営)の優先入居を絶対に優先して入居させてほしい。

「地域にもどす」ということは、地域にそれだけの受け皿が必要です。果たして、川口市にそれがあのでしょうか？ ノーマライゼーションと耳ざわりのいい言葉では、解決の道は遠くなるばかりだと思います。特に重度の障害を持つ人たちが、親亡きあと、安心して暮らす場所づくりを真剣に行政の方々に考えていただきたいと思っています。(入所施設をなくしていくなら)ケアホームへの家賃補助、運営のための補助金などが必要です。また、障害を持つ人たちを支える職員の育成が重要です。

## (2) 重点的な取組

事業者の経営健全化への支援を強化し、利用者のニーズに合った質の高いグループホーム、ケアホームを整備していきます。また、施設を希望する市民の状況を把握して、当事者の生活能力に適した住まいを提供します。

当事者や家族の安心な地域生活を維持できるよう、緊急時の体制も研究していきます。

県の精神障害者地域移行支援特別対策事業についても、引き続き協力していきます。

### 具体的な取組

グループホーム、ケアホームの拡充

スタッフの研修を行い、施設の機能をレベルアップさせ、事業の充実を図ります。  
施設運営や経営健全化に対する助言を行います。  
保健師等による入所者の健康管理に関する助言や指導を実施します。

拠点となる通過型総合施設の設置の研究

「不本意な在宅者を出さない」支援を継続するため、現状の滞留型の入所・通所施設から通過型の総合施設への移行を研究します。  
障害者やその家族の緊急時における対応が可能な体制を検討します。

施設利用待機者の状況把握と入所調整

ニーズの把握と本人の生活能力に合わせた居住環境を設定します。

精神障害者の地域移行（退院促進）の充実

埼玉県が行う精神障害者地域移行支援特別対策事業を受託している「ハートフル川口」へ積極的に協力します。  
生活保護担当部署と連携し事業を推進します。  
退院後、地域生活を送る上で障害福祉サービスを利用することが想定されます。サービス利用がスムーズに進むよう精神保健福祉手帳の取得を促します。

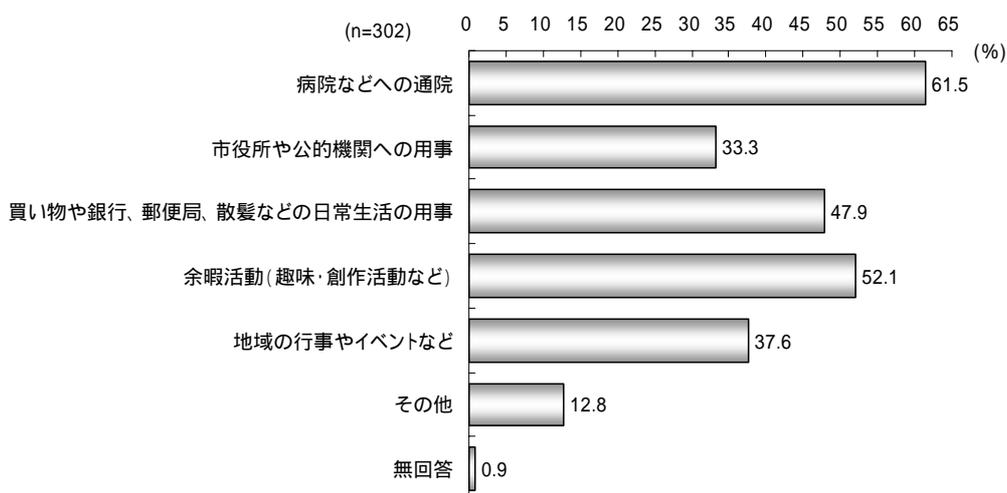
## 4 地域生活支援における重点的な取組

### (1) 現状と課題

#### 課題4-1 利用しやすい移動支援サービス

本市では、介護給付費、介護保険等における移動支援サービスを受けられない障害者を対象に利用時間の上限を設けた事業を行っています。このため、第1期計画では利用者、利用時間ともに計画値を下回りました。市民アンケートでは移動支援サービスの利用希望が高く、様々な要望が寄せられています。

図表 49 移動支援サービスの利用目的（市民アンケート）



利用希望は身体障害者で 55.0%、知的障害者で 49.2%です。利用目的は「病院などへの通院」が 61.5%と最も多く、「余暇活動」(52.1%)と「買い物や日常生活の用事」(47.9%)が続いています。身体障害者では「病院などへの通院」が 71.8%、知的障害者では「余暇活動」が 71.7%と高くなっています。

～アンケート自由意見では～

川口市は福祉制度が他市よりもかなり遅れていると思います。さいたま市や志木市と同じくらいに充実させて下さい。ガソリン券もタクシー券と同額使えるようにして下さい。移動支援の時間数は無制限にして下さい。通勤・通学に使えるようにして下さい。移動支援、おかしい条件を見直して下さい。

当方は ALS で寝たきりの状態です。年に 1～2 度の入院には民間の救急車輦を呼び、医師につきそってもらわないと移動できません。片道約 5～10 分で、そのたびに 1 万円以上の費用がかかりますが、全て自己負担というのはどうにかできないでしょうか。

現在は、ボランティアさん頼りに外出しているが、制度の中でガイドヘルパーがないので不安が大きい。ボランティアさんは私の都合だけでは利用できないが、ガイドヘルパーは私の都合で利用できる。制度としてのガイドヘルパーも必要に応じて利用したい。障害者自立支援法ができて、安心した生活ができると思っていたら、逆でした。私の生活は外出が困難になり、これから先が不安だらけです。

施設入所中ですが、帰宅時に入浴や施設から家までの送迎などの支援を受けられたら良いなと思います。

移動支援事業の充実と見直しをお願いしたい。

〔自主通学(将来、少しでも一人で活動できるように)へ向けての通学時のサポートの充実、通所の為のサポート、時間数の増、移送サービスの充実〕

長男が、障害があり、下に 2 人の姉弟がいます。現在、利用しているサービス以外(移動支援)にも、もう少しいろんなことが、出来る幅の広いサービスがあるといいです。役所内にサービスの窓口なり、事業を起こしてもらえたらうれしいです。個人で一つ一つの事業所をまわるのは、とても大変です。

入退院の時の病院の送り迎えが有料なのは、変だと思います。

～意見交換会では～

移動支援について負担感がある。

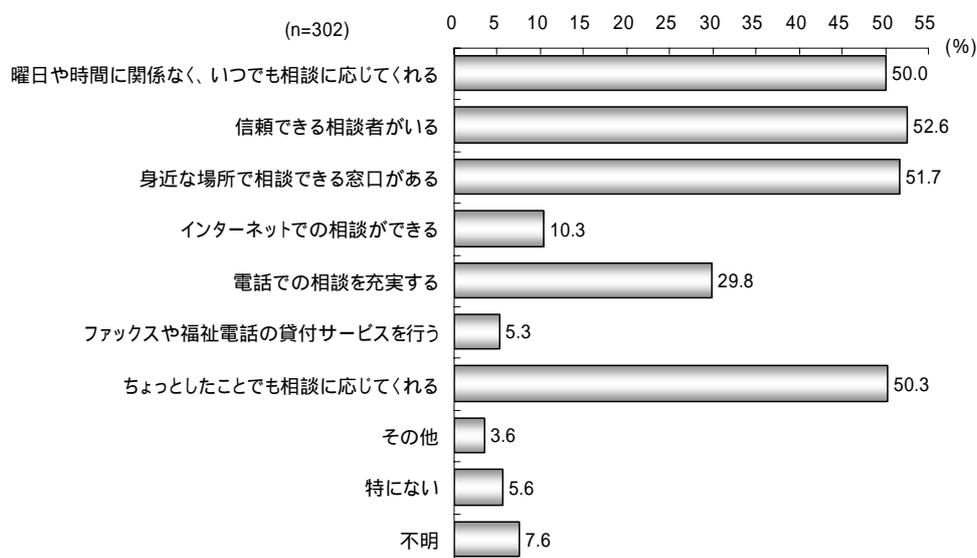
どこまで税金を使って外出を保障するのが難しいと思うが、インフォーマルもあわせて仕組みを考えてほしい。

## 課題4-2 相談支援の充実・強化（サービスの利用促進含む）

障害者が地域で暮らしていくためには、自立支援のための様々なサービスを充実していくことはもちろんですが、虐待防止や権利擁護等も含め多様な相談や情報提供に応じることができる総合的な相談支援体制が最も大切です。市民アンケートでは障害者相談支援事業所の利用は25.5%にとどまり、障害種別によって利用頻度や満足度が異なります。相談しやすさに求めるものは多様です。決め細やかな相談、質の高い相談体制が課題です。情報の収集も広報紙などでは伝わりにくいことも踏まえ、地域活動支援センターにおける相談の充実など重層的な情報提供が必要となっています。

今後、サービスの利用促進に伴い、成年後見制度の普及が求められます。

図表 50 相談しやすい体制の条件（市民アンケート）

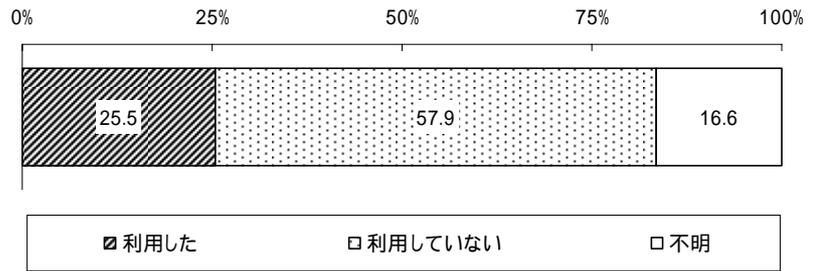


「信頼できる相談者がいる」(52.6%)、「身近な場所で相談できる窓口がある」(51.7%)、「ちょっとしたことでも相談に応じてくれる」(50.3%)、「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれる」(50.0%)が上位4項目です。精神障害者では「電話での相談を充実する」が42.5%と顕著です。関係団体アンケートも「身近な場所で相談できる窓口がある」が第1位です。

図表 51 障害者相談支援事業所の利用状況（市民アンケート）

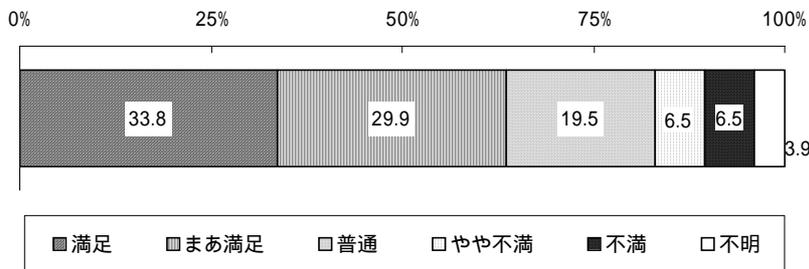
(n=302)

障害者相談支援事業所を利用したことがありますか？



図表 52 障害者相談支援事業所の満足度（市民アンケート）

(n=77)

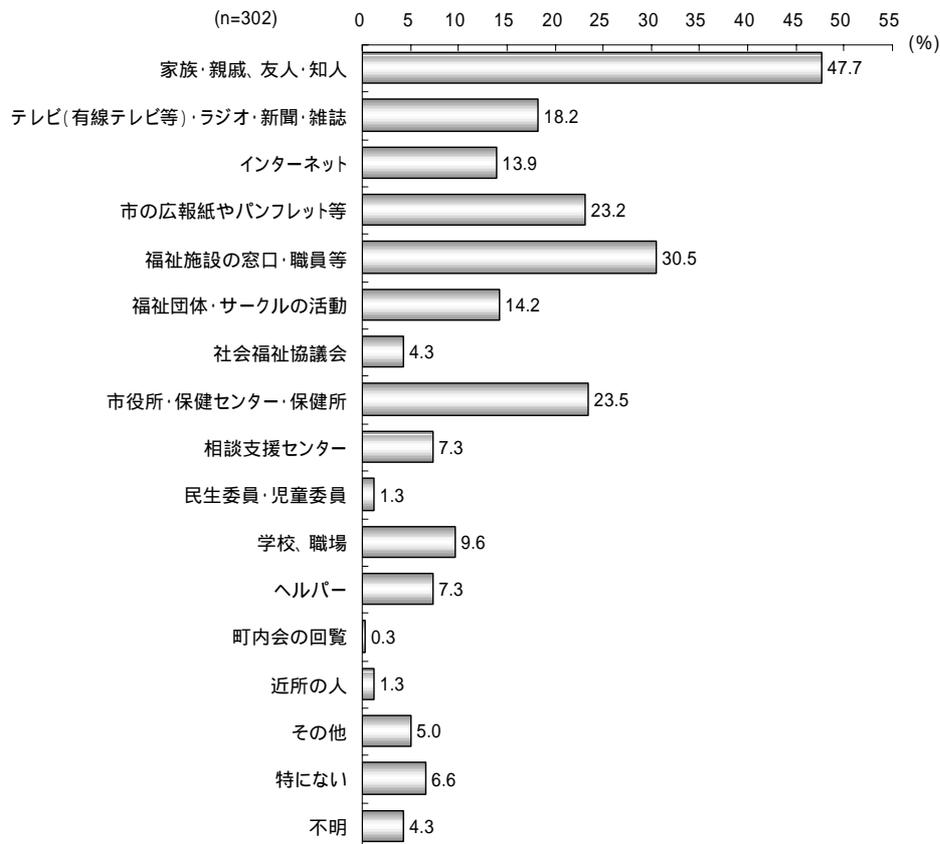


障害者相談支援事業所を利用して満足しましたか？

注：利用した人のみ回答

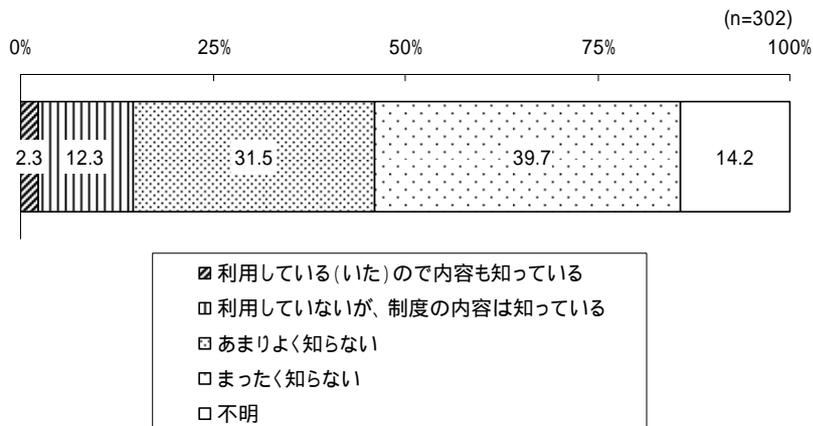
障害者相談支援事業所を利用した市民は 25.5%で、精神障害者でやや低調です。利用した人の 33.8%が「満足」、29.9%が「まあ満足」とおおむね 6 割が満足していますが、「やや不満」(19.5%)、「不満」(6.5%)も見られ、精神障害者でやや高くなっています。

図表 53 福祉サービスに関する情報の入手先（市民アンケート）



情報収集する先としては、「家族・親戚、友人・知人」が47.7%にのぼるなど、身近な人からの情報が圧倒的に多くなっています。そして、「福祉施設の窓口・職員等」(30.5%)、「市役所・保健センター・保健所」(23.5%)、「市の広報紙やパンフレット等」(23.2%)などが続いています。

図表 54 成年後見制度の認知（市民アンケート）



「成年後見制度」について、「あまりよく知らない」「まったく知らない」を合わせ71.2%にのびます。「知っている」の合計は14.6%、「利用している」は2.3%にとどまります。

～ アンケート自由意見では～

せっかくある「相談支援事業所」ですから、障害者とその家族の相談にしっかり乗って頂けるよう、相談員の方の中身(技量、福祉の考えた)の充実と向上を強く望みます。福祉とは一人一人に合わせるが必要な大変な仕事だと思います。

所得制限でサービスを受けることが難しい。入院費を払うのがいっぱい。重度心身障害者医療費受給者証を使っているが、あとから戻るならはじめから払わないほうがいい。入院費を払う為に主人は働いているみたいだ。その他外出もできない。どうにかしてほしい。

～ 意見交換会では～

障害者の方はどこに相談したらいいか、何を相談したらいいかわからない方が多い。トラブルになってからどうしたらよいかと訪れる。専門家がないため不具合が生じ、それから相談に訪れる。聞きに来れば相談に乗るというやり方はおかしい。

障害者相談支援事業所の存在について知らなかった。市役所から遠いので出向くのが困難。HPなど情報提供の仕方をわかりやすく願う。

公民館など出向いて積極的に相談する体制が必要。自由に情報を探せるようなシステムをつかってほしい。

職員だけでは難しい。団体等に相談を持ちかけたらどうか。

困っていることや相談したいことは個別にそれぞれ違う。相談窓口でしっかり対応してもらいたい。

## (2) 重点的な取組

市民のニーズの把握と事業の工夫を重ねながら、市民生活を支える地域生活支援事業にきめ細やかに取り組んでいきます。

### 具体的な取組

#### 相談支援事業

市民に対して相談支援事業を普及啓発します。  
地域に密着した身近な相談場所の設置を実施します。  
3障害に対応可能な総合相談窓口の設置を検討します。  
社会福祉士・精神保健福祉士・保健師等の専門職による相談体制を推進します。  
地域の身近な相談者として期待される民生委員に障害者理解のための研修等を実施します。  
生活から就労まで幅広く受けられる相談場所づくりを進めます。  
夜間、休日の相談体制を強化するための検討を行います。  
相談支援事業所と福祉事務所との連携の強化を促進します。また、福祉事務所に身体障害者福祉司・知的障害者福祉司・精神保健福祉相談員等を配置し相談体制を整えます。  
身体障害者相談員・知的障害者相談員と連携を図ります。  
成年後見制度利用支援事業を普及啓発し、利用希望者の相談に応じます。

#### コミュニケーション支援事業

要約筆記者派遣事業を充実するため、要約筆記奉仕員の養成について調査・研究を行います。  
広報紙の点字訳、録音テープの作成等広報を充実します。

#### 日常生活用具給付等事業

日常生活用具を使いやすくするよう普及啓発します。  
必要と認められる日常生活用具を研究していきます。

## 具体的な取組

### 移動支援事業

実績やニーズの把握に努め、より充実した制度となるよう委託事業所の充実等を図ります。

利用しやすい制度となるように検討します。

### 地域活動支援センター

3障害だけでなく発達障害・高次脳機能障害・難病等の支援を必要とする方にも対応可能な事業を実施します。

地域と連携して障害者の理解を推進し、コミュニティーづくりを行う事業を実施します。

仲間づくりの場やはじめの一步の場等、利用者のニーズに併せた事業を実施します。

自助グループやボランティアの育成、ピアカウンセリング活動の支援を行う事業を実施します。

### その他の事業

日中預かり事業を実施します。

空き教室等を利用した自助グループの余暇活動を検討します。

生活サポート事業のあり方について調査研究を行い、本市にあった体制づくりを研究します。

## 第6章 制度の円滑な運営の仕組み

## 1 適切な障害程度区分の認定

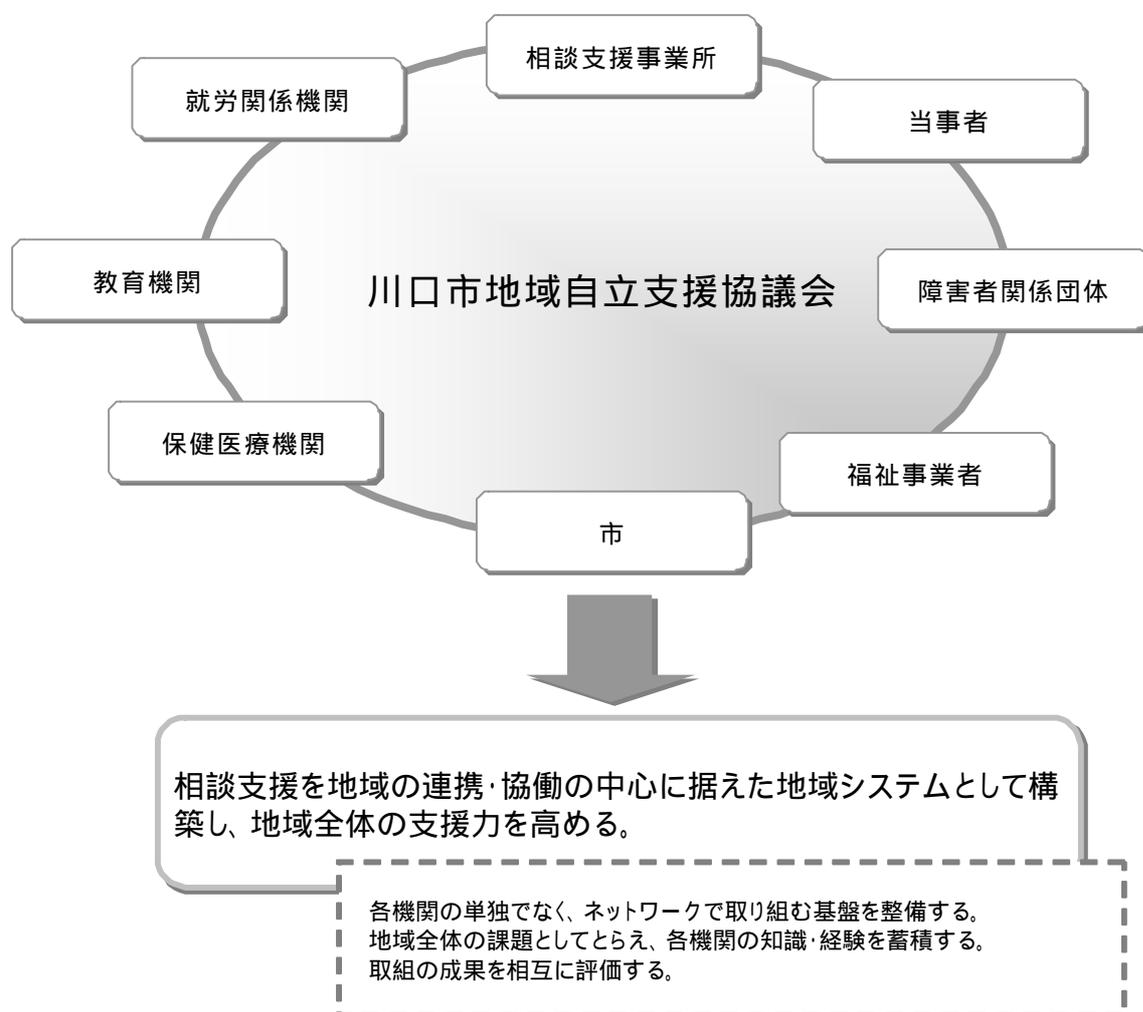
障害者自立支援法に基づく自立支援給付を利用するには、「支給決定」(サービス受給者証の発行)を受けることが必要となり、18歳以上の市民については、「障害程度区分の認定」(区分1～6の6段階)を受ける仕組みが導入されています。

「障害程度区分認定調査」「市町村審査会」などの導入について、市内の当事者や家族などへの制度の周知と理解に努めるとともに、調査員や審査会委員などの知識・技術の向上を図り、正確・公平な認定と、障害者のニーズに応じた支給決定に努めます。

## 2 地域自立支援協議会の運営

本市は平成18年、地域全体で障害者を支えるための相談支援体制のシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として、市内6カ所に設置した相談支援事業所を中心に、市、教育、就労、医療、保健、福祉などの幅広い分野のメンバー構成で「川口市地域自立支援協議会」を設立しました。今後も協議会の協力を得ながら、障害者施策を充実していきます。また、協議会の活動について、市ホームページを通して市民に周知していきます。

## 川口市地域自立支援協議会のネットワークと役割





## 第7章 計画の推進

# 1 計画の達成状況の評価・点検及び公表

「P D C Aサイクル<sup>3</sup>」に則った計画の推進を図るため、相談支援事業所を中心に、市、教育、就労、医療、保健、福祉などで構成される「川口市地域自立支援協議会」において、1年に1回、評価、達成状況の点検を行い、「川口市社会福祉保健審議会<sup>4</sup>」に報告します。

「川口市社会福祉保健審議会」では報告された評価等の事項について審議を行い、その結果を市長に報告します。

また、地域自立支援協議会からの本計画の達成状況の報告を受けて、その結果を毎年、市のホームページなどで公表します。

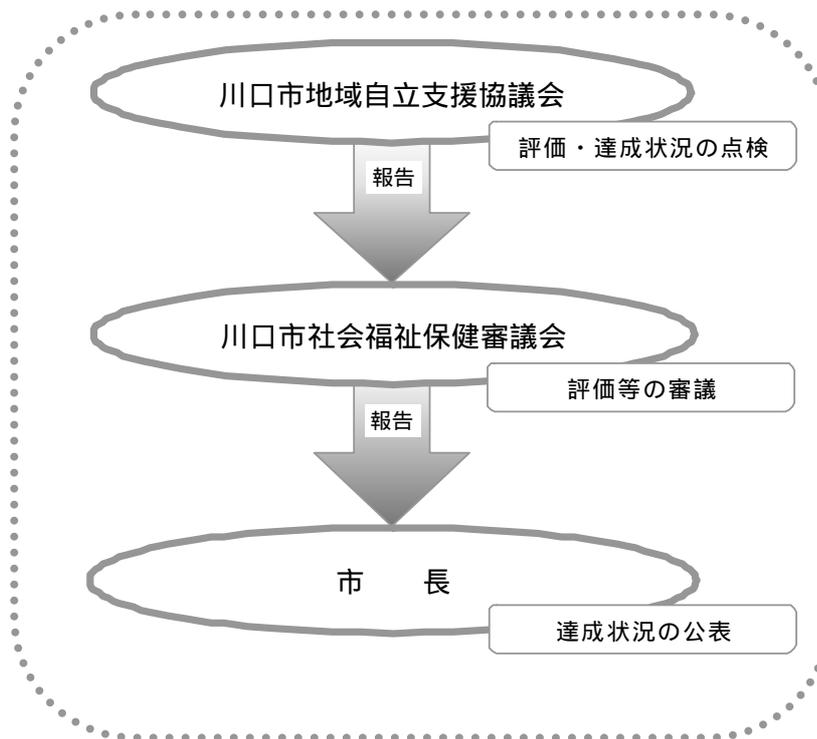
図表 55 評価・点検の基本的な考え方

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
毎年度、点検及び評価					

<sup>3</sup> P D C Aサイクル：  
Plan(計画) - Do(実行) - Check(点検) - Action(見直し)のサイクル

<sup>4</sup> 川口市社会福祉保健審議会：  
市長の諮問機関として、社会福祉及び保健に関する施策の総合的、計画的運営を図るための調査・審議を行うことを目的に、条例により設置されています。委員として、社会福祉事業従事者、社会福祉関係団体役員、医療機関役員、地域住民組織関係者等の識見を有する 15 名の方に委嘱しています。

図表 56 本計画の評価・点検の流れ



## 2 連携

「川口市地域自立支援協議会」を中心に、相談支援・権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討のもと、効果的な連携と幅広い意見交換を図ります。



# 資料編

# 1 川口市障害者自立支援福祉計画策定委員会要綱

## 川口市障害者自立支援福祉計画策定委員会要綱

### (設置)

第1条 川口市障害者自立支援福祉計画(以下「計画」という。)について必要な事項を検討し、計画案を策定するための川口市障害者自立支援福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、計画について必要な次の事項を検討し、これに基づき策定された計画案を市長に提言するものとする。

- (1) 各年度における指定障害者福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- (2) 地域生活支援事業の実施に関する事項
- (3) その他、必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は委員13名以内をもって組織し次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識・学識経験者
- (2) 障害者団体・関係機関の代表
- (3) その他、特に市長が必要と認めるもの

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は市長に対する提言の日までとする

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを選出する。

- 2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は市長が招集する。

- 2 委員会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認められたときは、関係者の出席をもとめて説明又は意見を聞くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は福祉部障害福祉課において処理する。

( 委任 )

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

付則

この要綱は、平成 1 8 年 6 月 3 0 日から施行する。

この要綱は、平成 2 0 年 1 月 8 日から施行する。

## 2 川口市障害者自立支援福祉計画策定委員会委員名簿

川口市障害者自立支援福祉計画策定委員会委員名簿

	区分	氏名	所属団体等
1	知識・学識経験者	高畑 隆	埼玉県立大学 保健医療福祉学部 社会福祉学科 教授
2		豊田 満	市議会議員
3		松本 進	市議会議員
4		板橋 博美	市議会議員
5		丹野 瑳喜子	川口保健所長
6		大野 秀子	川口市民生児童委員協議会
7		新井 保好	川口市社会福祉協議会 常務理事
8		松本 哲	川口市地域自立支援協議会
9		宮下 芳勝	公募委員
10		田辺 里子	公募委員
11	障害者関係団体	小巻 喜一	社団法人川口市身体障害者福祉会 理事長
12		山下 敏夫	社会福祉法人めだかすとりいむ すいーつばたけ 施設長
13		長谷川 清	川口市・鳩ヶ谷市 精神障害者家族の会 会長
	事務局	福祉部 障害福祉課	

:委員長、 :副委員長 敬称略

### 3 川口市障害者自立支援福祉計画策定委員会策定経過

日 程	会議等	概 要	備考														
平成 20 年 5月 21日(水)	第1回 川口市障害者自立支援福祉計画策定委員会 (川口市役所 別館2階 第2委員会室)	【主な議事】 第2期計画の策定に向けて ・「川口市障害者福祉計画」と「川口市障害者自立支援福祉計画」の関連性 ・今後の業務実施スケジュールの確認 策定委員会の公開に係る決定事項について ・基本方針の決定 ・委員長への委任事項の確認															
平成 20 年 5月 23日(金)	川口市地域自立支援協議会 (川口市役所 第2庁舎 地下第1会議室)	【検討事項】 第2期計画の策定に向けて ・「川口市障害者福祉計画」と「川口市障害者自立支援福祉計画」の関連性 ・今後の業務実施スケジュールの確認 策定委員会への提案事項の検討 アンケート調査(案)について ・調査対象及び項目等の検討															
平成 20 年 7月 29日(火)	川口市地域自立支援協議会 (川口市役所 第2庁舎 地下第1会議室)	【検討事項】 策定委員会への提案事項の検討 現計画の進捗状況について ・サービス見込量と実績の確認 ・見込量確保のための方策の実績 アンケート調査(案)の検討・修正について ・調査項目及び内容の検討・修正 意見交換会について ・開催方法及び内容の検討															
平成 20 年 8月 13日(水)	第2回 川口市障害者自立支援福祉計画策定委員会 (川口市役所 別館2階 第1委員会室)	【主な議事】 現計画の進捗状況について ・サービス見込量と実績の確認 ・見込量確保のための方策の実績の確認 アンケート調査の実施について ・調査対象及び内容の審議 意見交換会の開催について ・開催方法及び内容の審議	傍聴者 1名														
平成 20 年 8月 26日(火) ～9月 12日 (金)	川口市障害者自立支援福祉計画策定に関するアンケート調査の実施	【概要】 目的 「川口市障害者自立支援福祉計画」の第2期計画の策定に関し、市が今後取り組むべき方向性や、障害施策の検討・立案に資するために実施するもの。 対象 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>障害者及び家族</td> <td>500名</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>身体障害関係</td> <td>200名</td> </tr> <tr> <td>知的障害関係</td> <td>200名</td> </tr> <tr> <td>精神障害関係</td> <td>100名</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td>26団体 (川口市障害者団体連絡協議会加入団体)</td> </tr> <tr> <td>事業所</td> <td>30事業所 (川口市障害者団体連絡協議会加入団体)</td> </tr> </table>	障害者及び家族	500名		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>身体障害関係</td> <td>200名</td> </tr> <tr> <td>知的障害関係</td> <td>200名</td> </tr> <tr> <td>精神障害関係</td> <td>100名</td> </tr> </table>	身体障害関係	200名	知的障害関係	200名	精神障害関係	100名	関係団体	26団体 (川口市障害者団体連絡協議会加入団体)	事業所	30事業所 (川口市障害者団体連絡協議会加入団体)	
障害者及び家族	500名																
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>身体障害関係</td> <td>200名</td> </tr> <tr> <td>知的障害関係</td> <td>200名</td> </tr> <tr> <td>精神障害関係</td> <td>100名</td> </tr> </table>	身体障害関係	200名	知的障害関係	200名	精神障害関係	100名										
身体障害関係	200名																
知的障害関係	200名																
精神障害関係	100名																
関係団体	26団体 (川口市障害者団体連絡協議会加入団体)																
事業所	30事業所 (川口市障害者団体連絡協議会加入団体)																

日 程	会議等	概 要	備考
平成 20 年 10 月 17 日(金)	川口市障害者自立支援福祉計画策定に係る意見交換会の実施 (川口市立上青木公民館 1階 会議室3号)	【概要】 目的 「川口市障害者自立支援福祉計画」の第2期計画」の策定に関し、市民の方と意見を交換することにより、市が今後取り組むべき方向性や、施策の検討・立案に資するため実施するもの。 方法 意見交換にあたっては、論点を絞るためにテーマを設けて行う。交換会の内容を策定委員会に提示し、計画に反映することが可能な意見についての精査・検討を行う。 テーマ ・情報や相談について・日常生活について ・働くことについて 参加者 80名	
平成 20 年 10 月 21 日(火)	川口市地域自立支援協議会 (川口保健所2階研修室)	【検討事項】 策定委員会への提案事項の検討 策定作業の進捗状況について ・作業状況の確認 アンケート調査結果について ・調査結果(中間報告)の確認 計画骨子(案)について ・事務局案の確認・修正	
平成 20 年 10 月 27 日(月)	第3回 川口市障害者自立支援福祉計画策定委員会 (川口市役所 別館2階 第1委員会室)	【主な議事】 アンケート調査の結果について ・調査結果(中間報告)の報告 ・結果の計画反映に関する審議・検討 意見交換会の結果について ・結果の確認 ・意見の計画反映に関する審議・検討 計画骨子(案)について ・骨子に関する審議・検討	傍聴者 3名
平成 20 年 11 月 27 日(木)	第4回 川口市障害者自立支援福祉計画策定委員会 (川口市役所 別館2階 第1委員会室)	【主な議事】 策定業務の進捗状況について ・策定状況の確認 計画素案について ・素案内容の審議 パブリックコメントの実施について ・実施時期の検討	傍聴者 1名
平成 20 年 12 月 19 日(金)	川口市地域自立支援協議会 (川口保健所 2階 研修室)	【検討事項】 パブリックコメントの実施について ・実施時期の確認 策定委員会への提案事項の検討 計画素案について ・素案に対する協議会の意見方法の検討	
平成 20 年 12 月 19 日(金) ～平成 21 年1 月 19 日(月)	パブリックコメントの実施	【概要】 「川口市障害者自立支援福祉計画」素案を市ホームページ、市役所の情報公開コーナー、障害福祉課、行事等で閲覧可能とし、意見を募集。 意見提出 1名 2件	
平成 21 年 2 月 19 日(木)	川口市地域自立支援協議会 (川口市役所 第2庁舎 地下 第1会議室)	【検討事項】 策定委員会への提案事項の検討 パブリックコメントの結果について	

日 程	会議等	概 要	備考
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 募集結果の確認</li> <li>・ 意見に対する市の考え方の</li> <li>・ 意見に伴う計画修正 自立支援協議会からの素案に対する意見・提案について</li> <li>・ 協議会からの意見・提案の確認</li> <li>・ 意見・提案に対する市の考え方</li> <li>・ 意見・提案に伴う計画修正</li> </ul>	
平成 21 年 2月 24 日(火)	第 5 回 川口市障害者自立支援福祉計画策定委員会 (川口市役所 別館 2 階 第 2 委員会室)	<b>【主な議事】</b> パブリックコメントの結果について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 募集結果の確認</li> <li>・ 意見に対する市の考え方の検討</li> <li>・ 意見に伴う計画修正の検討 自立支援協議会からの意見・提案について</li> <li>・ 協議会からの意見・提案の確認</li> <li>・ 意見・提案に対する市の考え方の検討</li> <li>・ 意見・提案に伴う計画修正の検討 計画(案)について</li> <li>・ パブリックコメント及び自立支援協議会からの意見を反映させた計画の確認</li> </ul>	傍聴者 1 名
平成 21 年 3月 27 日(金)	市長への提言 (川口市役所 4 階 市長室)	<b>【内容】</b> 第 2 期川口市障害者自立支援福祉計画について策定委員会を代表し、策定委員長が市長に提言	

## 第 2 期川口市障害者自立支援福祉計画

---

発 行： 川口市福祉部障害福祉課

発行年月： 平成 21 年 3 月

〒332-8601

川口市青木 2 丁目 1 番 1 号

TEL : 048-258-1110 (大代表)

FAX : 048-256-5650

<http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/20109999/20109999.html>

---